

職業安定機関としては、この趣旨にかんがみ、身体障害者雇用促進協会と密接な連絡を図り、各種情報の提供等必要な協力を行わなければならない（法第82条）。

## 2 身体障害者雇用促進協会の組織

① 身体障害者雇用促進協会は、民法上の公益法人とは異なり、この法に定めるところによつて労働大臣の設立の認可を受け、1個に限つて設立されるいわゆる認可法人（法第40条及び第41条）であつて、他の者がその名称中に「身体障害者雇用促進協会」という文字を用いることの禁止（法第42条）、会員の資格（法第50条）、役員（法第53条）、業務（法第59条）等について法が定めている。

② 身体障害者雇用促進協会の会員は、事業主の団体であつて、身体障害者の雇用の促進に係る事業を行うものを中心とするが、その他定款で定めるものも会員とすることができる（法第50条第1項）。

したがつて、各都道府県に設立されている心身障害者雇用促進協会は、それぞれの地域において身体障害者の雇用促進の事業を行う事業主の団体であるから、身体障害者雇用促進協会の会員となることができる。

## 3 身体障害者雇用促進協会の業務

身体障害者雇用促進協会は、次の業務を行う（法第59条第1項）。なお、(3)、(4)及び(6)の業務については、精神薄弱者に関しても行うものである（法附則第4条第5項）。

(1) 身体障害者職業生活相談員の資格認定講習を行うこと。

(2) 国からの委託を受けて、一定の身体障害者職業訓練校の運営を行うこと。

なお、ここでは、現在国で設立し、都道府県に運営を委託している身体障害者職業訓練校の委託換えを予定しているものではなく、今後新たに設立が予定される先駆的、試験的な特別の訓練校の運営委託が想定されているものである。

(3) 会員及び事業主に対して、身体障害者の雇入れ、雇用環境の整備その他身体障害者の雇用に関する技術的事項について指導及び援助を行うこと。

(4) 事業主その他の者に対して身体障害者の雇用管理に関する研修を行うこと。

(5) 身体障害者の技能に関する競技大会を開催すること。

(6) 身体障害者の雇用に関する調査、研究及び広報を行うこと。

(7) (1)から(6)の業務に附帯する業務を行うこと。

- ⑧) その他身体障害者の雇用の促進及びその職業の安定に関し必要な業務を行うこと。なお、ここには、納付金関係業務を雇用促進事業団から委託を受けて行う業務が含まれるものである。

## 第7 その他

### 1 身体障害者職業生活相談員

#### (1) 趣旨及び概要

職業を通じて身体障害者の福祉の向上を図るためには、その雇用の促進を図ることが必要であるだけでなく、雇用関係に入つた後における身体障害者の職業生活の充実を図ることもまた必要である。

このような観点から、事業主は一定<sup>以上</sup>の身体障害者を雇用する事業所において、身体障害者職業生活相談員（以下「相談員」という。）を選任し、その者に身体障害者の職業生活全般についての相談、指導を行わせなければならないこととするにより、身体障害者の職場適応の向上を図り、その有する能力を最大限に発揮することができるようにしようとするものである。

また、この相談員制度は、後記3の(2)に述べる精神薄弱者に対しても適用する。

なお、従来行政措置により進めてきた心身障害者雇用推進員制度については、この相談員制度と重複する面もあるが、心身障害者雇用推進員のうち相談員の資格を有する者については相談員と併任させること等により両制度の調整を図りつつ、少くとも既に選任されている心身障害者雇用推進員については、引き続きその趣旨を活かした活用を図るものとする。相談員制度が創設されたことに伴い心身障害者雇用推進員制度の整理については、別途通達する。

#### (2) 職務

相談員の職務は、おおむね次のような事項について常用の身体障害者<sup>等</sup>から相談を受け、又はこれを指導することである。（法第79条第1項及び附則第4条第3項）。

- イ 身体障害者等の適職の選定、能力の開発向上等身体障害者等が従事する職務の内容に関すること。
- ロ 身体障害者等の障害に応じた施設設備の改善等作業環境の整備に関すること。
- ハ 労働条件や職場の人間関係等身体障害者等の職場生活に関すること。

ニ、身体障害者等の余暇活動に関すること。

ホ、その他身体障害者等の職場適応の向上に関すること。

(3) 相談員の選任

相談員を選任しなければならない事業所は常用の身体障害者等を5人以上雇用する事業所とする(則第39条)。

このような事業所を有する事業主は、相談員を選任すべき理由が発生した日から3月以内に、下記(4)の資格を有する者のうちから相談員を選任しなければならない(則第41条第1項)。

また、相談員を選任したときは、遅滞なく、次の事項を記載した届書を当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出するものとする(則第41条第2項)。

イ 相談員の氏名

ロ 相談員の資格を有することを明らかにする事実

ハ 当該事業所の常用労働者の総数及びそのうちの身体障害者等の数

(4) 相談員の資格

相談員の資格を有する者は、身体障害者職業生活相談員資格認定講習を修了した者及び次のいずれかに該当する者とする(則第40条)。

イ 大学又は高等専門学校(旧専門学校を含む。)の卒業生で、1年以上身体障害者等の職業生活に関する相談及び指導の実務経験(心身障害者雇用推進員は当然この実務経験があるものと考えられる。)を有する者

ロ 高等学校(旧中等学校を含む。)の卒業生で、2年以上身体障害者等の職業生活に関する相談及び指導の実務経験(心身障害者雇用推進員は当然この実務経験があるものと考えられる。)を有する者

ハ その他の者で、3年以上身体障害者等の職業生活に関する相談及び指導の実務経験(心身障害者雇用推進員は当然この実務経験があるものと考えられる。)を有する者

ただし、相談員の資格認定講習は、法施行後直ちに実施できないので、昭和52年9月30日までは、次のいずれかに該当する者も資格を有するものとし、相談員の要件を緩和している(則附則第7条)。

イ 大学又は高等専門学校(旧専門学校を含む。)の卒業生で、2年以上労務に関する事項についての実務経験を有する者(労務課担当者等)

ロ 高等学校(旧中等学校を含む。)の卒業生で、3年以上労務に関する事項

についての実務経験を有する者（労務課担当者等）

ハ その他の者で、4年以上労務に関する事項についての実務経験を有する者（労務課担当者等）

(5) 公共職業安定所と相談員との連携

公共職業安定所は、相談員と次のような事項について連絡をとり、適宜適切な指導、助言等を行うことによつて、身体障害者等の職場適応の向上に努めるものとする。

イ 身体障害者等の職場適応の状況

ロ 作業環境の整備状況

ハ 相談員が身体障害者等から受けた相談の状況及びそれに対して講じた措置の状況

2 解雇の届出

(1) 趣旨及び概要

解雇の届出義務については、身体障害者は就職するに当たつて各種のハンディキャップを有し、再就職は一般に困難であることにかんがみ、事業主が身体障害者を解雇しようとする場合には、その旨を速やかに公共職業安定所に届け出させることにより、公共職業安定所はあらかじめその者に適した求人の開拓、職業指導等を積極的に行い、早期の再就職を図ろうとするものである。なお、後記3の(2)の精神薄弱者を解雇する場合も同様とされている（法附則第4条第2項）。

(2) 届出の要件及び手続

① 事業主は、常用の身体障害者等を解雇する場合（労働者の責めに帰すべき理由により解雇する場合又は天災事変その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたことにより解雇する場合を除く。）には、速やかに次の事項を記載した届書を、その身体障害者等が雇用されている事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に届け出なければならない（則第43条）。

イ 解雇する身体障害者等の氏名、性別、年齢及び住所

ロ 解雇する身体障害者等が従事していた職種

ハ 解雇の年月日及び理由

② 身体障害者等の再就職は一般に困難であるので、解雇されることが明らかになつたときは、公共職業安定所も含めて速やかに当該身体障害者等の

再就職に努める必要があるという趣旨から、解雇の届出の規定が設けられたことにかんがみ、この解雇の届出は、解雇の効力が生ずる前に出来るだけ早く行われる必要がある。

したがって、事業主は、解雇の告知後速やかに届け出なければならないものとする。

### (3) 公共職業安定所の措置

解雇の届出があつたときは、公共職業安定所は、その者に適した求人の開拓、職業指導等を積極的にを行い早期再就職を図るよう努めるものとする。

また、その解雇によつて雇用率を下回ることとなるような場合には、雇用率制度の趣旨にかんがみ、継続雇用や新規雇用等について必要な指導を行うものとする。

## 5 精神薄弱者の取扱い

### (1) 精神薄弱者に対する法の適用

精神薄弱者については、①雇用に適するかどうかについての判定が困難であること、②適職の開発が進んでいないこと、③社会生活指導の面で特別の配慮を必要とすること等の事情にあることから、今直ちに身体障害者と同様に雇用に義務づけることはできないので、雇用率制度や納付金制度の直接の対象とすることはできない。しかし、精神薄弱者も身体障害者と同様に就職に当たつてハンディキャップを有するものであり、その雇用に積極的に援助する必要がある。

このため、精神薄弱者については、次のように定められた。

#### イ 精神薄弱者の雇用の促進に関する検討

精神薄弱者の雇用の促進については、その職能的諸条件に配慮して適職に関する調査研究を推進するとともに、その雇用について事業主その他国民一般の理解を高めることに努めるものとし、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする（法附則第4条第1項）。

#### ロ 精神薄弱者に対する適用

イの措置が講じられるまでの間は、法の規定のうち、職業紹介、適応訓練、納付金の減額（雇用されている精神薄弱者は、身体障害者とみなして、納付金が減額される。）、納付金により事業団が行う雇用助成業務、身体障害者職業生活相談員及び解雇の届出に関する規定は、精神薄弱者に対しても適用することとする（法附則第4条第2項から第4項まで）。

また、身体障害者雇用促進協会は、精神薄弱者についても一定の業務を行うことができることとした（法附則第4条第5項）。

## (2) 精神薄弱者の範囲及びその確認

前記(1)のロに述べた一定の法の規定（納付金の減額関係（法第29条第3項）、助成金関係（法第18条第1項第2号から第4号まで、法第20条）、相談員関係（法第79条）及び解雇の届出関係（法第80条）の規定）について身体障害者と同様に取り扱うこととする精神薄弱者とは、児童相談所、精神薄弱者更生相談所、精神衛生センター又は精神衛生鑑定医（以下「精神薄弱者判定機関」という。）により精神薄弱者と判定された者とする（則第47条）。

この精神薄弱者であることの確認は、都道府県知事が発行する療育手帳によつて行うものとする。

また、療育手帳を所持しない者については、精神薄弱者判定機関の判定書（様式は任意とするが、知能指数及び身辺処理能力に関する意見を記入したもの）をもつて確認するものとする。

なお、精神薄弱者（児）を対象とする養護学校若しくは特殊学級に在学していた者若しくは卒業した者又は精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設若しくは精神薄弱者援護施設に入所していた者については、当該学校長又は施設長の証明書（当該学校、学級若しくは施設に在籍していたこと又は卒業したことを証明するもの）及び意見書（知能指数及び身辺処理能力に関する意見を記入したもの）をもつて、また、心身障害者職業センターにおいて精神薄弱者であると判定された者については、同センターの長の意見書をもつて、精神薄弱者であることの確認を行つて差支えない。

身体障害者障害程度等級表

別紙

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能又は言語機能の障害	肢 体 不 自 由			心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害
1級	両眼の視力(万式式視力表によつて測つたものをいい、屈折異常のある者についてはきょう正視力について測つたものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により座つてゐることができないもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が過度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が過度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が過度に制限されるもの
2級	両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの	両耳の聴力損失がそれぞれ90デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの			
3級	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの	両耳の聴力損失が80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ、大音量を理解し得ないもの)	平衡機能の著しい障害	音声機能又は言語機能の著しい障害	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの	1 両耳の聴力損失が70デシベル以上のもの(耳介に接しなければ、話し言葉を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話の聴取の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能又は言語機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれが一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指を欠くもの 7 おや指又はひと	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は膝関節の長さの10分の1以上短いもの		心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

					さし指を含めて一上肢の3指の機能を全失したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の4指の機能の著しい障害						
5 級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの 3 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全失したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全失したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの					体幹の機能の著しい障害
6 級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1 両耳の聴力損失が60デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発せられた会話を聴き解し得ないもの) 2 一聴耳の聴力損失が80デシベル以上、他聴耳の聴力損失が40デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の2指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能を全失したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害					
7 級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能の著しい障害 5 一上指のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全失したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全失したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの					

備考

- 1 同等の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。但し、2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- 3 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 4 「指の機能障害」とは、中手指節指節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 5 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上肢においては肘窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもつて計測したものをいう。
- 6 下肢の長さは、前脛骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。



身体障害者障害程度等級表判定基準

一 視覚障害

1. 総括的解説

- ア 視力表の標準の照度は200ルクスとする。
- イ 屈折異常のある者については眼科的に最も適当な矯正眼鏡を選び、それらによつて得られる視力を測定するものである。
- ウ 視野はフェルステル氏視野計及び平面視野計又はこれに準ずるものを用いて測定する。

2. 各項解説

ア 視力障害（「両眼の視力の和」とは、

- 1) 等級表中両眼視によつて累加された視力の意味でなく両眼の視力を別々に測つた数値の和のことである。

これを図解すれば下表の如くである。即ち横軸及び縦軸に両眼の視力をとれば中の細字は視力の和、太字は等級を示す。

例えば一眼の視力0.04、他眼の視力0.08ならばその和は0.12となり4級となる。

- 2) 視力0.01に充たないものの内、明暗弁のもの又は手動弁のものは視力零として計算し、指数を弁ずるもの（50センチメートル以下）は0.01として計算する。例えば一眼明暗、他眼0.04のものは、視力の和は0.04となり2級となる。

イ 視野障害

- 1) 両眼の視野がそれぞれ5度以内及び10度以内のものとは、白色視標によつて測定された求心性視野狭搾の意味である。
- 2) 両眼による視野の二分の一以上が欠けているものとは、白色視標による合同視野（両眼で1点を注視しつつ測定した双眼視野）の生理的限界の面積が二分の一以上欠損している場合の意味である。したがつて両眼の高度の不規則性視野狭搾又は半盲性視野欠損等は該当するが、交叉性半盲症等では該当しない場合があるわけである。但し、この際の面積は厳格に数量的に計算しなくともよいが診断書には視野表を添附することが必要である。

0.1											02 5					
0.09										018 5	019 5					
0.08									016 5	017 5	018 5					
0.07								014 5	015 5	016 5	017 5					
0.06							012 5	013 5	014 5	015 5	016 5					
0.05					01 4	011 4	012 4	013 5	014 5	015 5						
0.04				008 3	009 4	01 4	011 4	012 4	013 5	014 5						
0.03			006 3	007 3	008 3	009 4	01 4	011 4	012 4	013 5						
0.02		004 2	005 3	006 3	007 3	008 3	009 4	01 4	011 4	012 4	022 6	032 6	042 6	052 6	062 6	
0.01		002 2	003 2	004 2	005 3	006 3	007 3	008 3	009 4	01 4	011 4	021 6	031 6	041 6	051 6	061 6
0	0 1	001 1	002 2	003 2	004 2	005 3	006 3	007 3	008 3	009 4	01 4	02 5	03 6	04 6	05 6	06 6
	0	001	002	003	004	005	006	007	008	009	01	02	03	04	05	06

## 二 聴覚又は平衡機能の障害

### 1. 聴覚の障害

ア 聴力測定には純音による方法と言語による方法とがある。聴力障害を表すには純音オーディオメーターによる方法を主体とする。

言語の了解は日常生活に最も必要であるから重視すべきであるが、聴力障害を数値的に表すに困難であるので、言語による聴力測定法を補佐とする。  
(将来純音及び言語のオーディオメーターが完備すれば、これを使用すべきである。)

### イ 検査室

検査は防音室で行うことを原則とするが、これがなければ静かな部屋(40フォン)以下で行つてもよい。

### ウ 純音オーディオメーター検査

- 1) オーディオメーターはJIS規格又はこれに準ずる標準型を用いる。
- 2) 測定者は自分の聴力によつて、随時オーディオメーターの性能を検査する

必要がある。

- 3) 会話了解音域における聴力損失 (db 値) とは、周波数 500、1000、2000 サイクルの純音に対する聴力損失 (db 値) の平均値をいい、その平均値は周波数 500、1000、2000 サイクルの純音に対する db 値を a、b、c とした場合、次の算式により算出する。

$$\frac{a + 2b + c}{4}$$

- 4) 前に述べた検査方法にて短期間中に数回聴力測定を行つた場合、最小の聴力損失 (db 値) を以て被検査の聴力損失とする。

#### エ 言語による検査

- 1) 語音明瞭度の検査語は下記の語集による。話声語で発声し、被検査者が最も明瞭に聴取出来る音の大きさにて聴取せしめる。正答した子音、母音の総数を、正常耳が正答した子音、母音の総数で割りパーセントを求める。この値を普通話声の最良の語音明瞭度値とする。
- 2) 聴取距離測定のための検査語は良聴単語を用いる。大声又は話声にて発声し、遠方より次第に接近し、正しく聴こえた距離をその被検査の聴取距離とする。
- 3) 両検査とも偽病には充分注意すること。

語音明瞭度検査語集

イ	シ	タ	オ	ノ	マ	ナ	カ	ト	テ
ニ	ク	コ	ワ	デ	ガ	ネ	キ	サ	ウ
ラ	モ	ル	ア	ツ	リ	ダ	ヨ	チ	ハ
ミ	レ	エ	ソ	ヤ	ネ	ド	ケ	セ	ロ
バ	ジ	メ	ヒ	フ	ム	ゴ	ホ	ビ	ゲ

注一 検査語の配列は、適宜変更すること。

注二 検査に当つては、通常の会話音の強さでマイク又は録音機により発声し、マイク又は録音機の音量を適当に強め又は弱めて、被検査者に最も適した状態で行うこと。

なお、標準的な録音盤の作成については、現在検討中である。

注三 検査語は 2 乃至 3 秒に 1 語の割合で発声し、被検査者はそれを書きとること。その結果、正答した語数を検査語の総数で除し、求めら

れた値を普通語声の最良の語音明瞭度値とすること。

## 2. 平衡機能の障害

ア 平衡機能の極めて著しい障害とは、四肢体幹に器質的異常なく、他覚的に平衡機能障害を認め、閉眼にて起立不能、又は開眼で直線を歩行中10メートル以内に転倒又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ぬものをいう。

イ 平衡機能の著しい障害とは、閉眼で直線を歩行中10メートル以内に転倒又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ぬものをいう。

具体的な例をあげると

末梢迷路性平衡失調

後迷路性及び小脳性平衡失調

外傷又は薬物による平衡失調

中枢性平衡失調

## 三 音声機能又は言語機能の障害

(1) 音声又は言語をそう失したものととは音声を全く発し得ざるか、発声し得ても言語をそう失したものを云う。

なお、この「そう失」には、先天性のものも含まれる。

具体的な例をあげると

音声そう失—無喉頭、喉頭部外傷によるそう失、発声筋麻痺による音声そう失

言語そう失—ろうあ、聴あ、失語症

(2) 音声又は言語に著しい障害のあるものとは、音声又は言語機能の障害のため、音声、言語のみを用いて意志を疎通することが困難なものを云う。

具体的な例をあげると

喉頭の障害又は奇型によるもの。

構音器管の障害又は奇型によるもの。

中枢性疾患によるもの。

## 四 肢体不自由

### (1) 総括的解説

ア 肢体不自由は機能的の障害の程度をもつて判定するものであるが、その判定は、強制されて行われた無理な一時的の能力ではならない。

例えば、肢体不自由者が無理をすれば1Kmの距離は歩行できるが、その為に症状が増悪したり、又は疲労、疼痛等のために翌日は休業せねばならぬ

如きものは1 Km歩行可能者とは云えない。

イ 肢体の疼痛又は脱力等の障害も、客観的に証し得られ又は妥当と思われるものは機能障害として取扱う。

ウ 良肢位、不良肢位とは、常能的良肢位不良肢位をいう。

エ この解説においてあげた具体的な例の数値は、機能障害のただ一つの面を表わしたものであるので、その判定に当つては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならない。

オ 7級はもとより身体障害者手帳交付の対象にならないが、備考に述べた如くに、肢体不自由で、もし7級相当の障害が2以上ある時は6級にし得るために参考として記載したものである。

## (2) 各項解説

### ア 上肢不自由

#### 1) 一上肢の機能障害

a 全廃(2級)肩関節を下垂位より前方及び側方に自動的に30度以上は挙げることができず、且つ肘関節以下の機能を全廃したもの。

b 著しい障害(3級)握る、摘む、なでる(手、指先の機能)物を持ち挙げる、運ぶ、投げる、押す、ひく(腕の機能)等の機能の著しい障害で、具体的な例をあげると

(1) 患肢では5 Kg以内のものしか下げることができないもの。この際荷物は手指で握つても肘で吊り下げてもよい。

(2) 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちのいずれか2関節の機能を全廃したもの。

c 軽度の障害(7級)

具体的な例をあげると

(1) 精密な運動のできないもの。

(2) 患肢では10 Kg以内のものしか下げることのできないもの。

#### 2) 肩関節の機能障害

a 全廃(4級)下垂位より前方及び側方に自動的に30度以上は挙げることができないもの。

b 著しい障害(5級)下垂位より前方及び側方に自動的に90度以上は挙げることができないもの。

#### 3) 肘関節の機能障害

- a 全廃（4級）具体的な例をあげると
    - (1) 不良肢位での全強直又は高度の不全強直
    - (2) 高度の動揺関節
    - (3) 高度の麻痺
  - b 著しい障害（5級）具体的な例をあげると
    - (1) 良好肢位での全強直又は高度の不全強直
    - (2) 不良肢位における中等度の不全強直
    - (3) 中等度の動揺関節
    - (4) 中等度の麻痺
    - (5) 前腕の回内及び回外運動が不良肢位で全強直又は高度の不全強直
- 4) 手関節の機能障害
- a 全廃（4級）具体的な例をあげると
    - (1) 不良肢位での全強直又は高度の不全強直
    - (2) 高度の麻痺
  - b 著しい障害（5級）具体的な例をあげると
    - (1) 良好肢位での全強直又は高度の不全強直
    - (2) 中等度の麻痺
- 5) 手指の機能障害
- a 手指の機能障害の判定には次の注意が必要である。
    - (1) 障害された指の数が増すにつれて幾何学的にその障害は重くなる。
    - (2) おや指、次いでひとさし指の機能は特に重要である。
    - (3) おや指の機能障害は摘む、握る等の機能を特に考慮して、その障害の重さを定めねばならない。
  - b 一側の五指全体の機能より見れば
    - (1) 全廃（3級）具体的な例として
      - 利手で字を書いたり、箸を持つことができないもの。
    - (2) 著しい障害（4級）具体的な例として
      - (イ) 患手で5Kg以内のものしか下げることのできないもの。
      - (ロ) 握力が5Kg以内に障害されているもの。
      - (ハ) 患手で鎌又は玄翁の柄を握りそれぞれの作業のできないもの。
    - (3) 軽度の障害（7級）具体的な例をあげると
      - (イ) 精密なる運動のできないもの。

(ロ) 患手では10Kg以内のものしか下げることのできないもの。

(ハ) 患手の握力15Kg以内に障害されているもの。

c. 各指の機能障害としては

(1) 全廃、具体的な例をあげると

(イ) 不良肢位における全強直又は高度の不全強直

(ロ) 高度の麻痺

(2) 著しい障害、具体的な例をあげると

(イ) 良肢位における全強直又は高度の不全強直

(ロ) 中等度の麻痺

## イ 下肢不自由

歩行は杖及びその他の補装具なしの場合能力で判定する。

### 1) 一下肢の機能障害

a 全廃(3級)下肢の運動性と支持性を殆んど失つたもので、その具体的な例をあげると

(1) 脊筋以下の主要筋を侵された弛緩性麻痺

(2) 高度の痙性麻痺

(3) 股関節又は膝関節の不良肢位での全強直

(4) 大腿骨又は脛骨の偽関節

b 著しい障害(4級)下肢の機能である、歩く、平衡をとる、登る、立っている、身体を廻す、うづくまる、膝をつく、坐る等の機能が著しく障害されたもので、具体的な例をあげると

(1) 1Km以上の歩行不能

(2) 30分以上起立位を保つことのできないもの。

(3) 通常の駅の階段の昇降が手すりにすがらねばできないもの。

(4) 通常の腰掛までは腰掛けることのできないもの。

(5) 正坐、胡坐、横坐りのいずれも不可能なるもの。

c 軽度の障害(7級)具体的な例をあげると

(1) 2Km以上の歩行不能

(2) 1時間以上の起立位を保つことのできないもの。

(3) 横坐りはできるが正坐及び胡坐のできないもの。

### 2) 股関係の機能障害

a 全廃(4級)具体的な例をあげると

⑦

- (1) 不良肢位での全強直又は高度の不全強直
- (2) 高度の麻痺
- b 著しい障害(5級)具体的な例をあげると
  - (1) 良肢位での全強直又は高度の不全強直
  - (2) 中等度の麻痺
- c 軽度の障害(7級)具体的な例をあげると
  - (1) 肢関節脱臼で中等度の跋行を呈するもの。
- 3) 膝関節の機能障害
  - a 全廃(4級)具体的な例をあげると
    - (1) 不良肢位での全強直又は高度の不全強直
    - (2) 高度の麻痺
    - (3) 高度の動揺関節
  - b 著しい障害(5級)具体的な例をあげると
    - (1) 良肢位での全強直又は高度の不全強直
    - (2) 中等度の麻痺又は強い脱力
    - (3) 中等度の動揺関節
  - c 軽度の障害(7級)具体的な例をあげると
    - (1) 中等度の不全強直
    - (2) 軽度の麻痺又は脱力で2 Km以上の歩行ができないもの。
- 4) 足関節の機能障害
  - a 全廃(5級)具体的な例をあげると
    - (1) 不良肢位での全強直又は高度の不全強直
    - (2) 高度の麻痺
    - (3) 高度の動揺関節
  - b 著しい障害(6級)具体的な例をあげると
    - (1) 良肢位での全強直又は高度の不全強直
    - (2) 中等度の麻痺
    - (3) 中等度の動揺関節
- 5) 足指の機能障害
  - a 全廃(7級、両側の場合は4級)具体的な例をあげると
    - (1) 下駄、草履をはくことのできないもの。
  - b 著しい障害(両側の場合は7級)具体的な例をあげると



(1) 特別の工夫をしなければ下駄、草履をはくことのできないもの。

6) 下肢の短縮

計測の原則として前腸骨棘より内くるぶし下端までの距離を測る。

7) 切断

大腿又は下腿の切断の部位及び長さは実用長をもつて計測する。従つて、肢断端に骨の突出、痂痕、拘縮、神経断端腫その他の障害があるときは、その障害の程度を考慮して、上位の等級に判定することもあり得る。

ウ 体不自由

体幹とは、頸部、胸部、腹部及び腰部を含み、その機能にはそれら各部の運動以外に体位の保持も重要である。

体幹の不自由を来す疾患としては

脊髄性小児麻痺

脳性小児麻痺

脳出血

脊椎損傷及び脊髄損傷等の外傷

脊椎カリエス等の慢性炎症

等が挙げられるが、これらの多くのものはその障害が単に体幹のみならず四肢にも及ぶものが多い。かかる症例における体幹の機能障害とは、四肢の機能障害を一応切り離して、体幹のみの障害の場合を想定して判定したものをいう。従つてかかる症例の等級は体幹と四肢の想定した障害の程度を総合して判定するのであるが、この際二つの重複する障害として上位の等級に編入するには充分注意を要する。例えば脊筋麻痺で起立困難の症例を体幹と下肢の両者の機能障害として二つの二級の重複として一級に編入することは妥当ではない。

1) 体幹の機能障害により坐つてゐることのできないもの(1級)

この坐つてゐることのできないとは腰掛け、正坐、横坐り及び胡坐のいづれもできないものをいう。

2) 体幹の機能障害により坐位または起立位を保つことの困難なもの(2級)

とは10分間以上にわたり坐位または起立位を保つてゐることのできないものをいう。

3) 体幹の機能障害により起立することの困難なもの(2級)とは臥位又は坐位より起立することが自力のみでは不可能で、他人の或は柱、杖その

他の器物の介設により始めて可能なるものをいう。

4) 体幹の機能障害により歩行の困難なもの(3級)とは100m以上の歩行不能のものをいう。

5) 体幹の機能の著しい障害(5級)とは体幹の機能障害のために2Km以上の歩行不能のものをいう。また、胸かく成形手術による肋骨切除本数が6本以上(第1肋骨を含む場合は5本以上)のものはこれに含まれるとみて差しつかえない。

なお、体幹不自由の項では1級、2級、3級及び5級のみが記載せられ、その他の4級、6級が欠となつている。これは体幹の機能障害は四肢と異り、具体的及び客観的に表現し難いので、かくの如く大きく分けたのである。3級と5級に記載せられた症状の中間と思われるものがあつた時も、これを4級とすべきではなく5級にとめるべきものである。

## 五 心臓の機能障害

### 1 永続性の認定

心臓の永続する機能障害とは、それが将来とも回復する可能性が極めて少ないものをいう。

### 2 心臓の機能障害

ア 等級表1級に該当すると思われる障害は次のとおりである。

次のいずれか2以上の所見があり、かつ、安静時又は自己身の日常生活活動でも心不全症状又は狭心症症状が起こるもの

1) 心胸係数が60以上のもの

2) 心電図で陳旧性心筋硬塞所見があるもの

3) 心電図で脚ブロック所見があるもの

4) 心電図で完全房室ブロック所見があるもの

5) 心電図で第2度以上の不完全房室ブロック所見があるもの

6) 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの

7) 心電図でSTの低下が0.2mv以上の所見があるもの

8) 心電図で第1誘導、第2誘導及び胸部誘導(但しv<sub>1</sub>を除く。)のいずれかのTが逆転した所見があるもの

イ 等級表3級に該当すると思われる障害は次のとおりである。

前項の1)から7)までのうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での

極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状がおこるもの

ウ 等級表4級に該当すると思われる障害は次のとおりである。

1) 次のうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状がおこるもの

(1) 心電図で心房細動又は粗動所見があるもの

(2) 心電図で期外収縮の所見が存続するもの

(3) 心電図でSTの低下が $0.2\text{ mV}$ 未満の所見があるもの

(4) 運動負荷心電図でSTの低下が $0.1\text{ mV}$ 以上の所見があるもの

2) 臨床所見で部分的な心臓浮腫のあるもので家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの

## 六 じん臓の機能障害

### 1. 永続性の認定

じん臓の永続する機能障害とは、それが将来とも回復する可能性が極めて少ないものをいう。

### 2. 障害程度等級の判定の時期

じん臓機能障害の程度等級は、慢性透析療法実施前の状態で判定するものである。

### 3. 障害程度等級の判定

(1) 等級表1級に該当する障害は、次のとおりである。

じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が $10\text{ ml}/\text{分}$ 未満、または血清クレアチン濃度が $8.0\text{ mg}/\text{dl}$ 以上であつて、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、または次のいずれかの所見があるもの。

ア 尿毒症性心包炎

イ 尿毒症性出血傾向

ウ 尿毒症性中枢神経症状

(2) 等級表3級に該当する障害は、次のとおりである。

じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が $10\text{ ml}/\text{分}$ 以上、 $20\text{ ml}/\text{分}$ 未満、または血清クレアチン濃度が $5.0\text{ mg}/\text{dl}$ 以上、

80mg/d<sub>l</sub>未満であつて、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、または次のいずれか2以上の所見があるもの。

ア じん不全に基づく末梢神経症

イ じん不全に基づく消化器症状

ウ 水分電解質異常

エ じん不全に基づく精神異常

オ X線上における骨異栄養症

カ じん性貧血

キ 代謝性アシドーシス

ク 重篤な高血圧症

ケ じん疾患に直接関連するその他の症状

(3) 等級表4級に該当する障害は、次のとおりである。

じん機能検査において、内因性クレアチニンクリアランス値が20ml/分以上、30ml/分未満、または血清クレアチニン濃度が3.0mg/d<sub>l</sub>以上、5.0mg/d<sub>l</sub>未満であつて、かつ、家庭内での普通の日常生活活動もしくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、または前項のアからケまでのうちいずれか2以上の所見のあるもの

## 七 呼吸器の機能障害

### 1. 永続性の認定

呼吸器の永続する機能障害とは、それが将来とも回復する可能性が極めて少ないものをいう。

2. 呼吸器の機能障害の程度についての判定は、予測肺活量1秒率（以下「指数」という。）及び医師の臨床所見によるものとする。指数とは1秒量（最大努力下の最初の1秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長に合わせて正常な状態ならば当然あると予測される肺活量の値）に対する百分率である。

ア 等級表1級に該当する障害は、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの若しくは指数の測定ができないもの又は指数が20以下のものとする。

イ 等級表3級に該当する障害は、指数が20をこえ30以下のもの及びこれに準ずるものとする。

ウ 等級表4級に該当する障害は、指数が30をこえ40以下のもの及びこれに準ずるものとする。

## 国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会の設置について

平成30年9月7日  
公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議決定

## 1. 趣旨

公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議において検討することとされている今般の事態の検証を進めるため、本連絡会議の下に国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置する。

## 2. 組織

- (1) 検証委員会は、別紙の構成員をもって構成する。
- (2) 構成員の任期は、平成30年10月31日までとする。なお、再任を妨げない。
- (3) 検証委員会に構成員補佐を置くことができる。
- (4) 構成員及び構成員補佐は、議長が任命する非常勤の一般職国家公務員とする。

## 3. 事務局

検証委員会の事務局は、内閣官房と厚生労働省が共同で行う。

## 4. その他

前各項に定めるもののほか、検証委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、検証委員会の委員長が別に定める。

(別紙)

国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会 構成員

◎松井 巖 弁護士、元福岡高検検事長

今野浩一郎 学習院大学名誉教授、元労働政策審議会障害者雇用分科会会長

福井 良次 一般財団法人行政管理研究センター参与  
元総務省行政評価局長、総務審議官

渕上 玲子 弁護士、前東京弁護士会会長

村瀬 均 中央大学大学院法務研究科教授、元東京高裁部総括判事

◎委員長

※必要に応じて構成員を補佐する者を選任

## 国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会

### 開催実績

- 第1回（平成30年9月11日（火））
  - ① 議事運営の方法について
  - ② 今般の事案に関する検証について
  - ③ その他
  
- 第2回（平成30年9月25日（火））
  - ① 今般の事案に関する検証について
  - ② その他
  
- 第3回（平成30年10月10日（水））
  - ① 今般の事案に関する検証について
  - ② その他
  
- 第4回（平成30年10月17日（水））
  - ① 今般の事案に関する検証について
  - ② その他

事務連絡  
平成 30 年 9 月 13 日

各府省庁 人事担当課長 殿

内閣官房副長官補室  
厚生労働省大臣官房総務課

国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証  
委員会による調査について

先月末に開催されました「公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議」において設置することとなりました「国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会」（以下「検証委員会」という。）では、各省庁において今般の事態が生じた原因や、厚生労働省による各省庁に対する周知の状況等について調査を実施することとなりました。

つきましては、下記「1 添付資料」のとおり、調査に関する資料をお送りいたしますので、ご参照いただき、下記期限までにご回答の程、よろしくお願い申し上げます。

検証委員会では、各省庁に対する調査とは別に、制度を所管している厚生労働省（職業安定局）に対し、制度等の変遷に伴い、各省庁に対して行ってきた説明内容等についても調査、ヒアリングを行うこととしており、国の行政機関に対する調査及び今後実施する予定のヒアリングを併せて、今般の事案が生じた原因等について検証していくこととしております。ヒアリングに関しましては、改めてご連絡いたします。

また、先般、連絡会議の議長である厚生労働大臣から、各大臣に対し、調査に対する適切な対応についての指示を要請しておりますことから、今回の調査に当たり、適切な協力をいただけない場合には、職務命令違反となり得ますので、ご承知おきいただくとともに、職員にも周知いただくようお願いいたします。

なお、検証委員会の事務局は内閣官房及び厚生労働省において行うこととされておりますので、本件は、検証委員会の事務局の立場である内閣官房副長官補室、厚生労働省大臣官房総務課より行うものである旨、念のため申し添えます。





## 記

### 1 添付資料

- 資料 1. 検証委員会における調査の概要
- 資料 2. 調査項目
- 資料 3-1. 個別事案調査票
- 資料 3-2. 各府省人事担当課調査票

- 参考資料 1. 障害者である職員の任免に関する状況の通報について（平成 29 年 5 月 25 日付職雇障発 0525 第 1 号）
- 参考資料 2. プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン
- 参考資料 3. 国の行政機関における平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況の再点検結果について（平成 30 年 8 月 28 日）
- 参考資料 4. 国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会の設置について
- 参考資料 5. 国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する調査について
- 参考資料 6. 電子調査票の使用方法について

※ 本調査に関する資料につきましては、検証委員会において、検証結果をとりまとめるまでの間は非公開と取扱うこととしております。今回送付する資料につきましても、各府省庁限りでの取扱いといたしますので、対外的に公表することのないよう、よろしくお願い申し上げます。

### 2 〆切

平成 30 年 9 月 20 日（木）17 時（必着）

※ 地方支分局が多いなど事情がある省庁（法務省、国税庁、国土交通省）につきましては、遅くとも 26 日（水）17 時（必着）までに提出願います。

### 3 提出先及び問い合わせ先

厚生労働省大臣官房総務課 調査票専用窓口

Mail : cyousa1@mhlw.go.jp

※ 提出にあたっては、上記アドレスにメールにて送付願います。なお、データが大容量となり送れない場合がございます。別途以下連絡先にご連絡ください。

TEL（代表）：03-5253-1111

省庁別担当者一覧

省庁名	担当者
国税庁、農林水産省、外務省、文部科学省、公安調査庁、林野庁、宮内庁、厚生労働省、運輸安全委員会、金融庁、個人情報保護委員会	五十嵐（内線：8718） 高田（内線：8719）
国土交通省、財務省、経済産業省、気象庁、環境省、内閣官房、会計検査院、水産庁、観光庁、警察庁、原子力規制委員会	恒石（内線：8720） 中村（内線：8721）
法務省、防衛省、総務省、特許庁、防衛装備庁、内閣府、人事院、消費者庁、公正取引委員会、内閣法制局、海上保安庁	梶（内線：8723） （内線：8724）

※ 上記連絡先は、本調査に関する各府省庁人事担当課ご担当者の方からのお問い合わせを受け付ける専用番号です。厚生労働省職業安定局において行っている障害者採用計画の策定や今後の障害者雇用の推進に関する照会等、調査以外の事項についてはこちらではご回答しかねますので、ご了承ください。

4 その他

本調査と併せ、今般の事案の検証を進めるために必要となる情報を直接収集するため、専用の通報窓口（別添）を設置しております。本調査の作業とともに、本省及び地方支分局等への周知をお願いいたします。

## Press Release

報道関係者 各位

平成 30 年 9 月 13 日

**【照会先】**

大臣官房総務課

大臣官房審議官

企画官

(代 表 電 話) 03(5253)1111 (内線 8708)

山田 雅彦

山下 護

### 国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する 検証委員会に、通報専用窓口を設置しました

国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会（以下「検証委員会」という。）では、今般の事態の検証を進めるために必要となる情報を直接収集するため、以下の通り、専用窓口を設置し、メールにて受け付けることといたしました。

受付期間は、本日から 9 月 28 日（金）までとなります。

○メールアドレス

[tsuhomadoguchi@mhlw.go.jp](mailto:tsuhomadoguchi@mhlw.go.jp)

○その他

- ・ いただいた通報につきましては、検証委員会に報告しその後、検証委員会での判断に沿って、対応します。
- ・ この専用メールアドレスについては、「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン」に沿って運営することとし、秘密保持及び個人情報の保護等については徹底いたします。

# 検証委員会における調査の概要

国の行政機関における障害者雇用  
に係る事案に関する検証委員会  
方針

## 調査対象

- ① 国の行政機関（立法・司法機関を除く。）
- ② 厚生労働省（職業安定局）

## 調査方法

### ① 各行政機関調査

#### 再点検により減少した通報対象職員に関する個別調査（全数調査）

- ・ 平成29年通報時の整理（平成29年6月時点でどの障害者区分に該当していると通報していたか。）
- ・ 平成30年再点検を行った後の整理（障害者区分の判断や手帳所持の状況等）
- ・ 平成29年通報時の対象障害者の判断方法（障害者手帳等による確認の有無、判断に用いた資料等）  
等

#### 人事担当部局に対する調査

- ・ 障害者雇用促進制度や対象障害者の範囲、障害者の把握・確認ガイドライン等についての認識
- ・ 各府省庁内部における周知方法
- ・ いつから平成29年通報時の取扱いが行われていたのか
- ・ 厚生労働省による通報依頼や制度の周知等の対応  
等

さらに検証委員会でのヒアリング等で調査

### ② 厚生労働省（職業安定局）調査

- ・ 制度等の変遷に伴い、厚生労働省（職業安定局）が各省庁に対して行ってきた説明内容等について省内の保存文書及び関係者の聞き取りによる事実関係の調査を行い、本検証委員会に報告。

調査結果を踏まえ、さらに検証委員会でのヒアリング等で調査

# 対外非公表・取扱注意

## 調 査 項 目

### 1 各行政機関調査

#### ① 個別事案調査

(調査の趣旨)

- 個別事案調査は、以下の対象者別個別調査票を用いて、「障害者である職員の任免に関する状況の通報について」（平成 29 年 5 月 25 日職雇障発 0525 第 1 号厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課長通知。以下「平成 29 年 5 月通知」という。）により依頼された平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る障害者任免状況通報書（以下「平成 29 年通報書」という。）中、障害者雇用率制度の対象となる障害者（以下「対象障害者」という。）<sup>3</sup>である職員として計上した者であって、「障害者任免状況通報書」に関する説明会への参加並びに再点検及び報告等の依頼について」（平成 30 年 6 月 20 日職雇障発 0620 第 1 号厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課長通知。以下「平成 30 年 6 月再点検通知」という。）により各府省庁に依頼された平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者任免状況の点検（以下「平成 30 年再点検」という。）において通報内容の修正が必要となったもの（以下「対象者」という。）すべてについて、一人ひとり個別に回答することにより、個別事案ごとに対象障害者である職員数を計上した際の経緯や問題の所在を明らかにすることを目的とする。

(調査・記入方法)

---

<sup>3</sup> 「対象障害者」とは、法第 37 条第 2 項において、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。)をいうこととされており、国の任命権者は、対象障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に通報しなければならない(法第 40 条第 1 項)とされている。

## 対外非公表・取扱注意

- 対象障害者であることを判断した部局において記入する。
- 現時点で対象障害者であることを判断した部局において把握している情報に基づいて回答を行う（改めて対象者本人に対する照会を行った上で回答することを求めるものではない。）。
- 回答については、別途配布する回答票（エクセルシート）に回答する。
- 回答期限：平成 30 年 9 月 20 日（木） 17：00

# 対外非公表・取扱注意

## 調査項目

(対象者の属性) 全ての対象者について回答

- 1 (1) この調査票の対象者の特定番号
- 1 (2) この調査票の対象者の生年月日
- 1 (3) この調査票の対象者の採用年月日
- 1 (4) この調査票の対象者の雇用期間
  - ア 期間の定めのない雇用
  - イ 期間の定めのある雇用 (1年未満)
  - ウ 期間の定めのある雇用 (1年以上)
  - エ 過去に在職したことのない者
- 1 (5) この調査票の対象者の勤務時間区分 (短時間勤務職員<sup>4</sup>該当か)
  - ア 週の所定労働時間 20 時間未満
  - イ 週の所定労働時間 20 時間～30 時間未満 (短時間勤務職員)
  - ウ 週の所定労働時間 30 時間以上
  - エ 過去に在職したことのない者

(平成 29 年通報時の整理)

2 (1) 全ての対象者について回答

平成 29 年通報書において、対象障害者 (身体障害者、知的障害者又は精神障害者) である職員の数として、以下のアからコまでの区分により人数を計上することとされていたが、この調査票の対象者については、どの区分として計上していたか。(括弧内の数字は対象障害者である職員数として算定す

---

<sup>4</sup> 短時間勤務職員とは、平成 29 年 5 月通知において、以下の①及び②のいずれにも該当する者をいうとされている。

- ① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満であること
- ② 1 年を超えて引き続き雇用されることが見込まれること



## 対外非公表・取扱注意

る数)

- ア 重度身体障害者<sup>5</sup>（短時間勤務職員を除く。）（2）
- イ 重度身体障害者でない身体障害者<sup>6</sup>（短時間勤務職員を除く。）（1）
- ウ 重度身体障害者である短時間勤務職員（1）
- エ 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員（0.5）
- オ 重度知的障害者<sup>7</sup>（短時間勤務職員を除く。）（2）
- カ 重度知的障害者以外の知的障害者<sup>8</sup>（短時間勤務職員を除く。）（1）
- キ 重度知的障害者である短時間勤務職員（1）
- ク 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員（0.5）
- ケ 精神障害者<sup>9</sup>（短時間勤務職員を除く。）（1）

---

<sup>5</sup> 重度身体障害者とは、身体障害者のうち、身体障害の程度が重い者であつて障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号。以下「施行規則」という。）別表第一に掲げる障害がある者をいい（法第2条第3号、施行規則第1条）、平成 29 年5月通知において、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳の等級が1級又は2級に該当する者とされている。

<sup>6</sup> 身体障害者とは、障害者のうち、身体障害がある者であつて法別表に掲げる障害があるものをいい（法第2条第2号）、平成 29 年5月通知において、原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者とされている。

<sup>7</sup> 重度知的障害者とは、知的障害者のうち、知的障害の程度が重い者であつて知的障害者判定機関により知的障害の程度が重いと判定された者をいい（法第2条第5号、施行規則第1条の3）、平成 29 年5月通知において、具体的には、次のいずれかの場合に重度知的障害者に該当することとなることとされている。

- ・ 療育手帳で程度が「A」とされている者
- ・ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医による療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書をもっている者
- ・ 障害者職業センターにより、「重度知的障害者」と判定された者

<sup>8</sup> 知的障害者とは、障害者のうち、知的障害がある者であつて、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センター（以下「知的障害者判定機関」という。）により知的障害があると判定された者をいう（法第2条第4号、施行規則第1条の2）

<sup>9</sup> 精神障害者とは、障害者のうち、精神障害がある者（次に掲げる者であつて、症状が安定し、就労が可能な状態にあるもの）をいい（法第2条第6号、施行規則第1条の4）、このうち障害者雇用率制度の対象となる精神障害者は、精神保健福祉手帳の交付を受けている者とされている（法第 37 条第 2 項。平成 29 年当時は法第 69 条。）。

## 対外非公表・取扱注意

コ 精神障害者である短時間勤務職員 (0.5)

### 2 (2) 2 (1) のア～エ (身体障害者) と回答した対象者について回答

平成 29 年通報書において、「障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数」を回答することとされており、この調査票の対象者については、以下のいずれかの障害の種類及び程度に該当することを整理<sup>10</sup>の上で回答していたものと考えられるが、以下のいずれに該当するものと整理していたか。

ア 視覚障害者 第1号イ

イ 視覚障害者 第1号ロ

ウ 視覚障害者 第1号ハ

エ 視覚障害者 第1号ニ

オ 聴覚又は平衡機能障害者 第2号イ

カ 聴覚又は平衡機能障害者 第2号ロ

キ 聴覚又は平衡機能障害者 第2号ハ

ク 聴覚又は平衡機能障害者 第2号ニ

ケ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害者 第3号イ

コ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害者 第3号ロ

サ 肢体不自由者 第4号イ

シ 肢体不自由者 第4号ロ

ス 肢体不自由者 第4号ハ

セ 肢体不自由者 第4号ニ

ソ 肢体不自由者 第4号ホ

① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

② 統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)又はてんかんにかかっている者(①に掲げる者に該当する者を除く。)

<sup>10</sup> 平成 29 年5月通知において、2以上の障害を有する者については、いずれか1の障害のみについて記載することとされている。

## 対外非公表・取扱注意

タ 肢体不自由者 第4号へ

チ 内部障害者 第5号

ツ 整理していない

### 2 (3) 2 (1) のケ・コ (精神障害者) と回答した対象者について回答

平成29年通報書においては、精神障害の種類及び程度は回答することとされていなかったが、この調査票の対象者について精神障害者に該当することを判断した際、どのような疾患及び障害程度に該当すると整理していたか。

#### ① 精神障害の種類

ア 統合失調症

イ うつ病、躁うつ病などの気分障害

ウ てんかん

エ 薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症

オ 高次脳機能障害

カ 発達障害 (自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等)

キ その他

(自由記述)

ク 整理していない

#### ② 障害程度

ア 1級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

イ 2級 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

ウ 3級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

エ 整理していない

## 対外非公表・取扱注意

(平成 30 年再点検を行った後の整理)

### 3 (1) 全ての対象者について回答

2 (1) において回答した対象者について、平成 30 年再点検後改めて整理を行った結果、①平成 29 年 6 月時点で、在職している職員であったか、②平成 29 年 6 月時点で在職している職員について、実際にはどのような状態であったのか。

① 平成 29 年 6 月時点で在職している職員であったか。

ア 在職している職員であった。

イ 在職していない者であった。

② 平成 29 年 6 月時点で在職している職員について、以下のどれに該当するか。

ア 重度身体障害者（短時間勤務職員を除く。）（2）

イ 重度身体障害者でない身体障害者（短時間勤務職員を除く。）（1）

ウ 重度身体障害者である短時間勤務職員（1）

エ 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員（0.5）

オ 重度知的障害者（短時間勤務職員を除く。）（2）

カ 重度知的障害者以外の知的障害者（短時間勤務職員を除く。）（1）

キ 重度知的障害者である短時間勤務職員（1）

ク 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員（0.5）

ケ 精神障害者（短時間勤務職員を除く。）（1）

コ 精神障害者である短時間勤務職員（0.5）

サ 障害者であるが通報対象でない職員（週の所定労働時間が 20 時間未満・1 年を超えて引き続き雇用されることが見込まれない非常勤職員・除外職員<sup>11</sup>）（0）

<sup>11</sup> 除外職員とは、警察官、自衛官その他の施行令別表第一で定める職員であって、障害者雇用率制度の対象となる職員から除外されているものをいう(法第 38 条第 1 項、施行令第 1 条)。

## 対外非公表・取扱注意

- シ ア～エ以外で、身体障害者手帳等<sup>12</sup>の所持を確認できないにもかかわらず、身体障害者に該当すると整理されていた職員（0）
- ス オ～ク以外で、療育手帳等<sup>13</sup>の所持を確認できないにもかかわらず、知的障害者に該当すると整理されていた職員（0）
- セ ケ・コ以外で、精神障害者保健福祉手帳の所持を確認できないにもかかわらず、精神障害者に該当すると整理されていた職員（0）
- ソ 上記以外で、障害者手帳等<sup>14</sup>の所持を確認できない、難病<sup>15</sup>を有する職員（0）
- タ ソ以外で、障害者手帳等の所持を確認できない、何らかの疾病又は傷害を有する職員（0）
- チ ア～タ以外の在職の職員

### 3（2） 3（1）①において、イ（平成29年6月時点で在職していない者）

と回答した対象者について回答

① 以下のどれに該当するか。

ア 過去に在職していたが退職、死亡、又は出向等により平成29年6月時点で在職していなかった者

イ 過去に在職したことのない者

② ①においてア（過去に在職していた）と回答した場合について、以下のどれに該当するか。

<sup>12</sup> 身体障害者手帳又は指定医等による診断書等

<sup>13</sup> 療育障害者手帳又は知的障害者判定機関による判定書

<sup>14</sup> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等

<sup>15</sup> 難病を有する者とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第4条第1項に規定する「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」をいい、平成29年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病（358疾病）は、下記URLを参照されたい。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu/0000156426.pdf>

## 対外非公表・取扱注意

- ア 3 (1) ②のア～コ (対象障害者) に該当していたもの (0)
- イ 3 (1) ②のサ (通報対象外) に該当していたもの (0)
- ウ 3 (1) ②のシ～セ (障害者手帳不所持) に該当していたもの (0)
- エ 3 (1) ②のソ・タ (難病・疾病等) に該当していたもの (0)
- オ 3 (1) 上記以外のもの

- ③ ①においてア (過去に在職していた) と回答した場合について、在職していた期間はいつからいつまでか。

(自由記述)

- ④ ①においてア (過去に在職していた) と回答した場合について、対象障害者として計上していた期間はいつからいつまでか。

ア 不明

イ ○○年から○○年まで

- ⑤ ①においてア (過去に在職していた) と回答した場合について、在職していない職員を計上した理由は何か。

ア 毎年の通報の際、個別に職員の確認を行っていなかった。

イ 職員の確認は行っていたが、集計時にミスがあった。

ウ その他

(自由記述)

- 3 (3) 3 (2) ①においてイ (過去に在職したことのない者) と回答した対象者について回答

- ① 在職したことのない者を計上した理由は何か。

(自由記述)

- ② 在職したことのない者を計上することは問題であると認識していなかったのか。

(自由記述)

## 対外非公表・取扱注意

(平成 29 年の判断方法)

4 (1) 3 (1) ①において、ア(在職している職員)と回答した対象者について回答

① 対象障害者に該当することをいつ判断したのか。

ア 平成 29 年度

イ 平成 28 年度以前(平成 29 年度には、平成 28 年度以前に対象障害者とされた者は、あらためて対象障害者に該当するかどうかを確認することなく計上した。)

② ①において、ア(平成 29 年度)と回答した場合、誰が対象障害者に該当するものとして判断したか。

ア 所属部局・課が判断し、所属部局・課を担当する人事担当課に報告した

イ 所属部局・課を担当する人事担当課が判断した

4 (2) 4 (1)において、ア(平成 29 年度)と回答した対象者について回答

① 平成 29 年通報当時、対象障害者に該当するものとして判断した所属部局・課又は人事担当課の担当者において、対象障害者に該当することをどのような方法で確認し判断したのか。

ア 資料を根拠に判断した。

イ 対象者の状態の視認・観察等により判断した。

ウ 対象者以外の者(対象障害者の周辺職員等)の供述により判断した。

エ 対象者の自己申告(供述)により判断した。

オ とくに確認を行わずに判断した。

カ その他の方法で確認し判断した。

(自由記述)

② ①においてア(資料を根拠に判断した)以外と回答した場合、対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、平成 29 年 5 月通知において

## 対外非公表・取扱注意

は「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に従い、適正な取扱いに努められたい」と記載されており、当該プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）において、障害者雇用率制度の対象となる障害者の範囲は障害者手帳又は障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等<sup>16</sup>によって確認すべきこととされていたことを認識していたか。

ア 認識していなかった。

イ 認識していた。

- ③ ②において、イ（認識していた）と回答した場合、障害者手帳又は障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって確認が行われなかった理由は何か。

ア 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、平成 29 年 5 月通知において、「適正な取扱いに努められたい」とされていたため、必ずしもガイドラインに従う必要はないと考えていた。

イ 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、平成 29 年 5 月通知中「身体障害者とは原則として身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳の等級が 1 級から 6 級に該当する者」において「原則として」とされていたため、必ずしも障害者手帳による必要はないと考えていた。

ウ その他

（自由記述）

- ④ ③において、イ（「原則として」とされていたため、必ずしも障害者手帳による必要はない）と回答した場合、対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、身体障害者手帳の等級が 1 級から 6 級に該当する者

<sup>16</sup> 障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等とは、身体障害者については都道府県知事の定める医師もしくは産業医による法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については指定医によるものに限る。）、知的障害者については、知的障害者判定機関による判定書をいう。



## 対外非公表・取扱注意

以外の場合がどのような場合に当たるか認識していたか。

ア 認識していた。

イ 認識していなかった。

### 4 (3) 4 (2) ①において、ア（資料を根拠に判断した）と回答した対象者について回答

平成 29 年通報当時、どのような資料を用いて、対象障害者に該当すると判断したのか。

① 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、どのような資料を用いて判断したのか。

ア 障害者手帳（写し又は原本）（期限切れ等有効でない場合を含む。）を用いて判断した。

イ 障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって判断した。

ウ イ以外の医師の診断書によって判断した。

エ 公的な医療・障害者福祉サービスや障害者就労支援施策の利用に関する受給者証等により判断した。

オ 所得税の障害者控除を行うために提出された書類（障害者手帳が添付されていないもの）により判断した。

カ 健康診断の結果や診療報酬請求書（レセプト）、庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により判断した。

キ 人事調書・身上調書等の人事記録により判断した。

ク ア～キ以外の担当者が入手しうる書類を用いて判断した。

（自由記述）

② ①においてア（障害者手帳）及びイ（障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等）以外と回答した場合、対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、平成 29 年 5 月通知においては「「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に従い、適正な取扱いに努められ

## 対外非公表・取扱注意

たい」と記載されており、当該ガイドラインにおいて、障害者雇用率制度の対象となる障害者の範囲は障害者手帳又は障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって確認すべきこととされていたことを認識していたか。

ア 認識していなかった。

イ 認識していた。

- ③ ②において、イ（認識していた。）と回答した場合、当該ガイドラインに沿った取扱いが行われなかった理由は何か。（複数選択可）

ア 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、平成 29 年 5 月通知において、「適正な取扱いに努められたい」とされていたため、必ずしも従う必要はないと考えていた。

イ 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、平成 29 年 5 月通知中、「身体障害者とは原則として身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳の等級が 1 級から 6 級に該当する者」において「原則として」とされていたため、必ずしも障害者手帳による必要はないと考えていた。

ウ その他

（自由記述）

- ④ ③において、イ（「原則として」とされていたため、必ずしも障害者手帳による必要はない）と回答した場合、対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、身体障害者手帳の等級が 1 級から 6 級に該当する者以外で身体障害者に該当する場合がどのような場合に当たるか認識していたか。

ア 認識していなかった。

イ 認識していた。

（どのような場合か自由記述）

- ⑤ ③において、イ（「原則として」とされていたため、必ずしも障害者手帳による必要はない）と回答した場合、「原則として」の例外がどのよう

## 対外非公表・取扱注意

な場合か、厚生労働省に確認したことはあるか。

ア ない

イ ある

(厚生労働省の回答内容)

4 (4) 4 (2) ①において、イ (対象者の状態の視認・観察等により判断した) と回答した場合、具体的にどのような状態であったのか。(5 (7) に進む。)

(自由記述)

4 (5) 4 (2) ①において、ウ (対象者以外の者 (対象障害者の周辺職員等) の供述により判断した) と回答した場合、どのような供述内容により判断したのか。

(自由記述)

4 (6) 4 (2) ①において、エ (本人の自己申告により判断した) と回答した場合、どのような申し出内容により判断したのか。

(自由記述)

4 (7) 4 (1) において、イ (平成 28 年度以前) と回答した対象者について回答

① 平成 29 年通報書を作成した者にはどのような引き継ぎが行われていたのか。

ア 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害保健福祉手帳 (写し又は原本) 又はこれらの代わりとなる指定医等の診断書等を含む記録が引き継がれていた。

## 対外非公表・取扱注意

イ ア以外の医師の診断書、公的な医療・障害福祉サービスの利用に関する受給者証等、所得税の障害者控除を行うために提出された書類、健康診断の結果や診療報酬請求書（レセプト）、庁舎内診療室の利用記録等の医療記録、人事調書・身上調書等の人事記録等、対象者以外の者（対象障害者の周辺職員等）の供述や対象者の自己申告（供述）の内容を含む資料が引き継がれていた。

ウ ア、イのような資料等は引き継がれていなかったが、対象障害者の名簿が引き継がれていた。

エ 特段の資料等は引き継がれていなかったが、口頭で対象障害者に関する事項の引き継ぎがなされていた。

オ その他

(自由記述)

② 引き継ぎ内容には、以下の項目は含まれていたか。（複数選択可）

ア 障害の種類

イ 障害の程度・等級

ウ 対象障害者であることの認定の時期

エ その他

(自由記述)

## 対外非公表・取扱注意

(なぜ対象障害者である職員数の計上において誤りが発生したのか)

5 (1) 4 (3) ①において、ア又はイ（障害者手帳等によって判断した）  
と回答した対象者について回答

なぜ、対象障害者である職員数の計上において誤りが発生したのか。以下のうちのどれに該当するか。（複数回答可）

ア 対象障害者である職員数の計上の際に、対象区分等を誤って計上した。

イ 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない障害者であるにもかかわらず誤って計上した。

ウ 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者手帳の期限が切れていた・障害の程度の変化により障害者手帳の返却が行われていたにもかかわらず誤って計上した。

エ 対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。

オ 対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。

カ 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。

キ 障害者手帳等が利用目的を明示して取得する、本人の同意を得るなどガイドラインで示された適切な方法で入手されたものではなかったため、平成 30 年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。

ク その他

(自由記述)

5 (2) 4 (3) ①において、ウ（イ以外の医師の診断書によって判断した）と回答した場合、なぜ、対象障害者である職員数の計上において誤りが発生したのか。以下のうちのどれに該当するか。（複数回答可）

ア 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、医師の診断書に

## 対外非公表・取扱注意

基づけば、対象障害者に該当することが確実であるとの認識の下、平成29年通報書では対象者を対象障害者として計上した。(現時点でも、障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当すると認識している。)

イ 保存されている医師の診断書の記録が古く、現時点では対象障害者に該当するか判断できないため、平成30年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。

ウ 対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。

エ 対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。

オ 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。

カ 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった、又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。(現時点では対象障害者に該当するという認識はない)

(対象者の具体的な疾病・傷病等の内容、具体的にどのように考えていたのか。)

キ その他

(自由記述)

5 (3) 4 (3) ②において、エ (公的な医療・障害福祉サービスの利用に関する受給者証等によって判断した) と回答した場合、なぜ、対象障害者である職員数の計上において誤りが発生したのか。以下のうちのどれに該当するか。(複数回答可)

ア 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、公的な医療・障害福祉サービスの利用に関する受給者証等に基づけば、対象者が対象障害

## 対外非公表・取扱注意

者に該当することが確実であるとの認識の下、平成 29 年通報書では対象障害者として計上した。(現時点でも障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当する認識している。)

イ 保存されている公的な医療・障害福祉サービスの利用に関する受給者証等が古く、現時点では対象障害者に該当するか判断できないため、平成 30 年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。

ウ 対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。

エ 対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。

オ 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。

カ 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、対象者が、対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった、又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。(現時点では対象障害者に該当するという認識はない。)

(対象者の利用するサービスの内容、具体的にどのように考えていたのか。)

キ その他

(自由記述)

5 (4) 4 (3) ②において、オ(所得税の障害者控除を行うために提出された書類(障害者手帳が添付されていないもの)により判断した)と回答した場合、なぜ、対象障害者である職員数の計上において誤りが発生したのか。以下のうちのどれに該当するか。(複数回答可)

ア 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、所得税の障害者

## 対外非公表・取扱注意

控除を行うために提出された書類に基づけば、対象者が、対象障害者に該当することが確実であるとの認識の下、平成 29 年通報書では対象障害者として計上した。(現時点でも障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当すると認識している。)

イ 保存されている所得税の障害者控除を行うために提出された書類が古く、現時点では対象障害者に該当するか判断できないため、平成 30 年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。

ウ 対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。

エ 対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。

オ 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。

カ 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった、又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。(現時点では対象障害者に該当するという認識はない。)

(対象者の具体的な書類の内容、具体的にどのように考えていたのか。)

キ その他

(自由記述)

5 (5) 4 (3) ②において、カ(健康診断の結果や診療報酬請求書(レセプト)、庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により判断した)と回答した場合、なぜ、対象障害者である職員数の計上において誤りが発生したのか。以下のうちのどれに該当するか。(複数回答可)

ア 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、健康診断の結果



## 対外非公表・取扱注意

等に基づけば、対象障害者に該当することが確実であるとの認識の下、平成 29 年通報書では対象障害者として計上した。(現時点でも、障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当すると認識している。)

イ 保存されている健康診断の結果等が古く、現時点では対象障害者に該当するか判断できないため、平成 30 年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。

ウ 対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。

エ 対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。

オ 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。

カ 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった、又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。(現時点では対象障害者に該当するという認識はない。)

(対象者の具体的な健康診断結果の内容、具体的にどのように考えていたのか。)

キ その他

(自由記述)

5 (6) 4 (3) ②において、キ又はク(人事調書・身上調書等の人事記録により判断した)と回答した場合、なぜ、対象障害者である職員数の計上において誤りが発生したのか。以下のうちのどれに該当するか。(複数回答可)

ア 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、人事調書等に基づけば、対象者が、対象障害者に該当することが確実であるとの認識の下、平成 29 年通報書では対象障害者として計上した。(現時点でも、障害者

## 対外非公表・取扱注意

- 手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当すると認識している。)
- イ 保存されている人事調書等が古く、現時点では対象障害者に該当するか判断できないため、平成 30 年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。
- ウ 対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。
- エ 対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。
- オ 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。
- カ 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった、又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。(現時点では対象障害者に該当するという認識はない。)

(具体的にどのように考えていたのか。)

キ その他

(自由記述)

5 (7) 4 (2) ①において、イ(対象者の状態の視認・観察等により判断した)と回答した場合、なぜ対象障害者数の算定誤りが発生したのか。以下のうちのどれに該当するか。(複数回答可)

- ア 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、対象者の状態を視認・観察等した結果に基づけば、対象障害者に該当することが確実であるとの認識の下、平成 29 年通報書では対象障害者として計上した。(現時点でも、障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当すると認識している。)
- イ 対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区

## 対外非公表・取扱注意

分等を偽って計上した。

ウ 対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。

エ 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。

オ 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった、又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。  
(現時点では対象障害者に該当するという認識はない。)

(具体的にどのように考えていたのか。)

カ その他

(自由記述)

5 (8) 4 (2) ①において、ウ(対象者以外の者(対象障害者の周辺職員等)の供述により判断した)と回答した場合、なぜ対象障害者数の算定誤りが発生したのか。以下のうちのどれに該当するか。(複数回答可)

ア 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、供述に基づけば、対象者が、対象障害者に該当することが確実であるとの認識の下、平成29年通報書では対象障害者として計上した(現時点でも障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当すると認識している。)

イ 対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。

ウ 対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。

エ 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。

## 対外非公表・取扱注意

オ 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった、又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。  
(現時点では対象障害者に該当するという認識はない。)

(具体的にどのように考えていたのか。)

カ その他

(自由記述)

5(9) 4(2)①において、エ(対象者の自己申告(供述)により判断した)と回答した場合、なぜ対象障害者数の算定誤りが発生したのか。以下のうちのどれに該当するか。(複数回答可)

ア 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、対象者の自己申告に基づけば、対象者が、対象障害者に該当することが確実であるとの認識の下、平成29年通報書では対象障害者として計上した(現時点でも、障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当すると認識している。)

イ 対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。

ウ 対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。

エ 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。

オ 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった、又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。  
(現時点では対象障害者に該当するという認識はない。)

(具体的にどのように考えていたのか。)

## 对外非公表・取扱注意

カ その他

(自由記述)

## 対外非公表・取扱注意

### ② 各府省庁人事担当課調査

(調査の趣旨)

- 各府省庁人事担当課調査は、平成 29 年通報書の修正が必要となるに至った背景として、法令・通知や障害者の範囲等に関する認識や、各府省庁内部における周知方法や厚生労働省の対応等について、事実関係を明らかにするものとする。

(調査・記入方法)

- とりまとめ部局である本省（府・庁）人事担当課において記入する。
- 記録や、担当者への聞き取り等により、事実関係を確認の上、回答する。
- 回答については、別途配布する回答票（エクセルシート）に回答する。
- 回答期限：平成 30 年 9 月 20 日（木） 17：00

## 対外非公表・取扱注意

### 調査項目

(問題のある取扱いの認識)

1 (1) 平成 29 年通報書を作成するにあたって、各府省庁においてはどのような体制で通報書を作成していたか。(複数回答可)

ア 本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、平成 29 年通報書の作成まで行っていた。

イ それぞれの対象障害者である職員の所属部局・課において、対象障害者であることの判断及び職員数の計上を行い、本省(府・庁)人事担当課に報告した上で、本省(府・庁)人事担当課において当該報告に基づいて平成 29 年通報書の作成を行っていた。

(例) 厚生労働省 ※□が対象障害者であることの判断を行った部局・課

大臣官房総務課(職員の所属部局・課) → 大臣官房人事課(本省人事担当課)

ウ それぞれの対象障害者である職員の所属部局・課を担当する人事担当課や採用区分を担当する人事担当課において、対象障害者であることの判断及び職員数の計上を行い、本省(府・庁)人事担当課に報告した上で、本省(府・庁)人事担当課において当該報告に基づいて平成 29 年通報書の作成を行っていた。

(例) 厚生労働省 ※□が対象障害者であることの判断を行った部局・課

公共職業安定所(職員の所属部局・課) → 都道府県労働局総務部(職員の所属部局・課を担当する人事担当課) → (大臣官房地方課) → 大臣官房人事課(本省人事担当課)

エ その他

(具体的な作業体制)

## 対外非公表・取扱注意

1 (2) ① 平成 29 年通報書について、対象障害者である職員数を計上する際の問題はどこにあったと整理しているか。(複数回答可)

- ア 障害者雇用率制度に係る法令の理解
- イ 対象障害者数の算定方法
- ウ 障害者の範囲や障害者であることの確認方法
- エ 対象障害者であることを判断する部局に対する周知方法
- オ 厚生労働省の各府省庁に対する通報依頼や制度の周知の方法
- カ 通報内容の点検に係る体制・方法
- キ その他

② ①の問題点の整理について、具体的にどのような問題があったと整理しているか。

(問題点の具体的内容)

③ ②で回答したような問題点について、過去いつ頃からそのような取扱いが行われていたのか。(不明の場合でも少なくともいつ頃から行われていたのか確認できる範囲でもっとも近い選択肢を選択すること。)

- ア 昭和 35 年(身体障害者雇用促進法の制定時)頃以降
- イ 昭和 51 年(民間の障害者雇用義務化)頃以降
- ウ 昭和 62 年(適用対象となる障害者を拡大)以降
- エ 平成 9 年(知的障害者の雇用義務化等)以降
- オ 平成 17 年(ガイドライン策定・国の機関について雇用状況公表)以降
- カ 平成 20 年(短時間労働者への適用拡大)以降
- キ 平成 24 年(雇用率の引き上げ)以降
- ク 平成 25 年(精神障害者の雇用義務化・差別禁止等)以降
- ケ 平成 29 年(雇用率の引き上げ)以降
- コ その他

(自由記述)

④ 本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者に係る雇用率を引き上げ



## 対外非公表・取扱注意

るため、意図的に以下の対応を行ったことはあるか、また、省（府・庁）内で、意図的に以下の対応を行った事例について把握しているか。（複数回答可）

ア 在職していないものを在職していないと知りながら職員として計上した。

イ 対象障害者でない職員を対象障害者でないとして知りながら職員として計上した。

ウ 除外職員等の通報対象でない職員を対象障害者である職員として計上しつつ職員数の総数には計上しなかった。

エ 人事担当者として入手しうる資料を、対象者に目的を知らせず、又はその同意を得ずに利用して職員数を計上した。

オ 障害者手帳の所持を確認する必要があると知りながら、障害者手帳の所持を確認せずに職員数を計上した。

カ 把握していない。

キ その他

（自由記述）

- ⑤ ④のような事例があったことを個別に通報したい場合は、下記の連絡先にご連絡ください。

国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会

○通報専用窓口

受付期間：平成 30 年 9 月 13 日（水）～9 月 28 日（金）

○メールアドレス

tsuhomadoguchi@mhlw.go.jp

・いただいた通報につきましては、検証委員会に報告しその後、検証委員会での判断に沿って、対応します。

・この専用メールアドレスについては、「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン」に沿って運営すること

## 対外非公表・取扱注意

とし、秘密保持及び個人情報の保護等については徹底いたします。

(障害者雇用率制度についての認識)

2 (1) 平成 29 年通報書を作成する際、本省(府・庁)の人事担当課の担当者は、障害者雇用促進法の関係する条文の内容を承知していたか。

ア おおむね承知していた。

イ ある程度承知していた。

ウ ほとんど知らなかった。

2 (2) 1 (1)において、ア以外(対象障害者であることの判断等を本省(府・庁)人事担当課以外において行っていた)と回答した場合、平成 29 年通報書を作成する際、障害者雇用促進法の関係する条文の内容は、省(府・庁)内に周知されていたか。

ア おおむね周知されていた。

イ ある程度周知されていた。

ウ ほとんど周知されていなかった。

(通報の対象となる障害者の範囲の認識)

3 (1) 平成 29 年 5 月通知において、「2 通報の対象となる障害者について」の項において、通報の対象となる障害者の範囲の記載があるが、本省(府・庁)人事担当課において、これを認識していたか。

ア すべて認識していた。

イ 一定程度認識していた。

ウ 認識していなかった。

3 (2) ① 平成 29 年 5 月通知において、身体障害者については、「原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が 1 級から 6 級に該当

## 対外非公表・取扱注意

する者」とあり、身体障害者手帳の等級によって判断する旨が示されていたが、平成 29 年通報書を作成する際、身体障害者手帳の等級によって判断する取扱いが行われていたか。

ア おおむね行われていた。

イ 一部の部局では行われていなかった。

ウ 行われていなかった。

② 平成 29 年 5 月通知において、身体障害者については、「原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が 1 級から 6 級に該当する者」とあり、身体障害者手帳の等級によって判断する旨が示されていたが、「原則として」の「原則」の例外に当たる場合とは、どのような意味であると認識していたか。(複数回答可)

ア 例外に当たる場合が示されていないことから、幅広くいずれの等級に該当するか判断してよい。

イ 例外に当たる場合として、都道府県知事の定める医師等による診断書・意見書によって確認することができる。

ウ 原則として、身体障害者手帳の等級により判断する必要があるが、例外に当たる場合として、客観的な資料によりいずれの等級に該当するか判断してよい。

エ 原則として、身体障害者手帳の等級により判断する必要があるが、例外に当たる場合として、本人の自己申告等によりいずれの等級に該当するか判断してよい。(客観的な資料に基づく必要はない。)

オ その他

(自由記述)

(障害者の把握・確認ガイドラインについての認識)

4 (1) 平成 29 年 5 月通知においては、「在職障害者数の把握に当たっては「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」(URL 省略)に従い、適正な取扱いに努められたい」とされていたが、平成 29 年 6 月 1 日現

## 対外非公表・取扱注意

在の在職障害者数の把握に当たって、ガイドラインは参照されていたか。

ア おおむね参照され、ガイドラインに沿った取扱いが行われていた。

イ 一定程度ガイドラインに沿った取扱いが行われていたが、一部ではガイドラインが参照されていなかった。

ウ ガイドラインはほとんど参照されていなかった。

4 (2) ① (1) においてイ又はウ (一部又はほとんどガイドラインが参照されていなかった) と回答した場合、ガイドラインに沿わない取扱いはどのようなものであったか。(複数回答可)

ア ガイドライン I の 3 (1) ①において、障害者の範囲は、障害者手帳等によることとされていたが、これらによる確認が行われていなかった。

イ 障害者手帳による確認が必要と認識していたが、確認方法として「手帳の原本又は写しにより確認」しなければならないと認識しておらず、障害者手帳の内容についての口頭での申告等で済ませていた。

ウ ガイドライン I の 3 (1) ①の脚注 4 において、身体障害者の確認について、身体障害者手帳によらない方法として、都道府県知事の定める医師等による診断書・意見書によって確認できると示されていたが、これに沿わない方法による確認が行われていた。

エ ガイドライン I の 3 (1) ②において、雇用障害者数の算定における特例的な取扱い (重度障害者を 2 人分、短時間労働者を 0.5 人分として算定すること等) が示されていたが、これに沿った取扱いが行われていなかった。

オ ガイドライン II の 3 に示されている障害者手帳の更新や、障害の程度の変化による障害等級の変更を確認していなかった。

カ 障害の把握・確認手続で、本人の同意を得ずに情報の取得が行われていた。

キ カに掲げるほか、以下の例のようにプライバシーに配慮した情報の取得が行われていなかった。

## 対外非公表・取扱注意

(例)

- ・障害の把握・確認手続で、障害者任用状況の通報に用いるという利用目的を明示した上で情報の取得が行われていなかった。
- ・企業内診療所における診療の結果や、健康診断の結果など、不適切な根拠を用いて個人を特定した障害者手帳の所持を照会していた。

ク その他

(自由記述)

- ② (1)においてイ又はウ(一部又はほとんどガイドラインが参照されていなかった)と回答した場合、なぜ、ガイドラインに沿わない取扱いが行われていたと考えられるか。(複数回答可)

ア 平成 29 年 5 月通知においては、「障害者の把握・確認ガイドラインに従い、適正な取扱いに努められたい」とされていたことから、法的な義務ではない。

イ 平成 29 年 5 月通知において、ガイドラインが添付されておらず、ウェブサイト上で見つからなかった。

ウ その他

(自由記述)

(各府省庁内部における周知方法)

- 5 (1) 1 (1)において、イ(対象障害者である職員の所属部局・課で障害の把握・確認)と回答した場合、本省(府・庁)人事担当課から、対象障害者である職員として判断を行う部局に対して、適切な対象障害者の把握・確認方法や対象障害者である職員の算定方法について、周知等は行われていたか。

ア それぞれの部局に平成 29 年 5 月通知を転送するなどして依頼し、特段の補足的な周知、説明は行っていなかった。

イ 平成 29 年 5 月通知に基づく依頼とともに、補足的な周知・説明を行った。  
(補足的な周知・説明の例)

- ・説明会の開催

## 対外非公表・取扱注意

・マニュアルの作成・配布

ウ 人事担当課が積極的に周知・説明を行っていないが、照会のあった部局には随時説明を行った。

(照会内容)

(説明内容)

エ イ及びウ以外で、その他の適切な通報を行うための取組を行った。

(自由記述)

5 (2) 5 (1) において回答した以外に、これまで、適切な通報を行うための取組を行ったことがあれば記載してください。

(自由記述)

(厚生労働省の通報依頼や制度の周知等の対応)

6 (1) 対象障害者の任用状況に係る通報全般に関して、厚生労働省に対して、個別に照会を行っていたか。行ったとすれば、どのような照会を行ったのか。

(照会時期)

(照会内容)

(厚生労働省からの回答)

6 (2) ① 厚生労働省においては、平成 17 年に「在職障害者数の把握に当たっては「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」を策定しているが、平成 17 年以降、当該ガイドラインを踏まえて障害者の把握・確認方法の見直しを行っていたか。

ア 平成 16 年以前より適切な方法で障害者の把握・確認が行われており、見直しの必要はなかった。

イ ガイドラインを踏まえて、障害者の把握・確認方法の見直しを行った。

(見直した年)

## 対外非公表・取扱注意

(見直した内容)

ウ ガイドラインは必ずしも従う必要がないと考えており、見直しは行わなかった。

エ ガイドラインが存在することを認識していなかった。

オ 不明

カ その他

(自由記述)

② ①で回答したガイドラインに関する対応以外に、障害者の把握・確認方法の取扱いを変更し、府省庁内に周知を図ったことはあるか。

ア ある

イ ない

ウ 不明（変更した事実は確認できない。）

③ ②において、ア（ある）と回答した場合、見直しを行った時期はいつ頃か。

（不明の場合でも少なくともいつ頃から行われていたのか確認できる範囲でもっとも近い選択肢を選択すること。）

ア 昭和 35 年（身体障害者雇用促進法の制定時）頃以降

イ 昭和 51 年（民間の雇用率義務化）頃以降

ウ 昭和 62 年（適用対象となる障害者を拡大）頃以降

エ 平成 9 年（知的障害者の雇用義務化等）頃以降

オ 平成 17 年（ガイドライン策定・国の機関について雇用状況公表）頃以降

カ 平成 20 年（短時間労働者への適用拡大）頃以降

キ 平成 24 年（雇用率の引き上げ）頃以降

ク 平成 25 年（精神障害者の雇用義務化・差別禁止等）頃以降

ケ 平成 29 年（雇用率の引き上げ）頃以降

コ その他

(自由記述)

## 対外非公表・取扱注意

- ④ ②でアと回答した場合において、見直した内容と見直した理由は何か。

(見直した内容)

(見直した理由)

- 6 (3) 厚生労働省からの通報依頼や通報に関する疑義照会への対応は適切であったか。適切ではなかった場合、どのような対応が行われればよかったと考えているか。

ア 適切だった。

イ 適切ではなかった。

(自由記述)

- 7 その他、今般の検証に資する事項があれば記載してください。

(自由記述)



項目名		入力箇所	選択項目
省庁名			
部局識別コード			AA～ZZ:各府省庁のとりまとめ部局より、通知される任意の部局コードを設定 [直接入力可能]
調査票番号		0001	
1 対象者に関する情報	(1)生年月日		西暦記載【記載例:1980年4月1日生の場合→19800401】 *生年月日が不詳の場合は9(1桁)を入力してください。
	(2)採用年月日		西暦で記載【2017/6/1までに採用した者→20170601】 *過去に在籍したことがない者は9(1桁)と入力してください。
	(3)雇用期間		1:(ア)期間の定めのない雇用 2:(イ)期間の定めのある雇用(1年未満) 3:(ウ)期間の定めのある雇用(1年以上) 4:(エ)過去に在職したことのない者
	(4)勤務時間区分		1:(ア)週の所定労働時間20時間未満 2:(イ)週の所定労働時間20時間～30時間未満(短時間勤務職員) 3:(ウ)週の所定労働時間30時間以上 4:(エ)過去に在職したことのない者
2 平成29年通報時の整理	(1)平成29年6月の通報内容  平成29年通報書において、対象障害者(身体障害者、知的障害者又は精神障害者)である職員の数として、以下のアからコまでの区分により人数を計上することとされていたが、この調査票の対象者については、どの区分として計上していたか。(括弧内の数字は対象障害者である職員数として算定する数)		01:(ア)重度身体障害者(短時間勤務職員を除く。)[2] 02:(イ)重度身体障害者でない身体障害者(短時間勤務職員を除く。)[1] 03:(ウ)重度身体障害者である短時間勤務職員[1] 04:(エ)重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員[0. 5] 05:(オ)重度知的障害者(短時間勤務職員を除く。)[2] 06:(カ)重度知的障害者以外の知的障害者(短時間勤務職員を除く。)[1] 07:(キ)重度知的障害者である短時間勤務職員[1] 08:(ク)重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員[0. 5] 09:(ケ)精神障害者(短時間勤務職員を除く。)[1] 10:(コ)精神障害者である短時間勤務職員[0. 5] 11:(サ)本来算定すべき障害者だが算定から漏れていた障害者[0]
	(2)「2(1)平成29年6月の通報内容」で「01:ア～04:エ(身体障害者)」と回答した対象者について回答  記載不要		01:(ア)視覚障害者 第1号イ 02:(イ)視覚障害者 第1号ロ 03:(ウ)視覚障害者 第1号ハ 04:(エ)視覚障害者 第1号ニ 05:(オ)聴覚又は平衡機能障害者 第2号イ 06:(カ)聴覚又は平衡機能障害者 第2号ロ 07:(キ)聴覚又は平衡機能障害者 第2号ハ 08:(ク)聴覚又は平衡機能障害者 第2号ニ 09:(ケ)音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害者 第3号イ 10:(コ)音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害者 第3号ロ 11:(サ)肢体不自由者 第4号イ 12:(シ)肢体不自由者 第4号ロ 13:(ス)肢体不自由者 第4号ハ 14:(セ)肢体不自由者 第4号ニ 15:(ソ)肢体不自由者 第4号ホ 16:(タ)肢体不自由者 第4号ヘ 17:(チ)内部障害者 第5号 18:(ツ)整理していない
	(3)「2(1)平成29年6月の通報内容」で「09:ケ～10:コ(精神障害者)」と回答した対象者について回答  記載不要		01:(ア)統合失調症 02:(イ)うつ病、躁うつ病などの気分障害 03:(ウ)てんかん 04:(エ)薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症 05:(オ)高次脳機能障害 06:(カ)発達障害(自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等) 07:(キ)その他[自由記述] [自由記述欄] (「07:(キ)その他」の場合は、整理した内容について記述) 記載不要
	(4)「2(1)平成29年6月の通報内容」で「09:ケ～10:コ(精神障害者)」と回答した対象者について回答  記載不要		08:(ク)整理していない
	(5)「2(1)平成29年6月の通報内容」で「09:ケ～10:コ(精神障害者)」と回答した対象者について回答  記載不要		1:(ア)1級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 2:(イ)2級 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 3:(ウ)3級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの 4:(エ)整理していない

項目名		入力箇所	選択項目
省庁名			
部局識別コード			AA～ZZ:各府省庁のとりまとめ部局より、通知される任意の部局コードを設定 [直接入力可能]
調査票番号		0001	
3 平成30年 再点検を 行った後 の整理	(1) 平成30年6月の再点検の通報内容 ① 平成29年6月時点で、在職している職員であったか。  記載不要		1:(ア)在職している職員であった。 2:(イ)在職していない者であった。  01:(ア)重度身体障害者(短時間勤務職員を除く。)[2] 02:(イ)重度身体障害者でない身体障害者(短時間勤務職員を除く。)[1] 03:(ウ)重度身体障害者である短時間勤務職員[1] 04:(エ)重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員[0. 5] ----- 05:(オ)重度知的障害者(短時間勤務職員を除く。)[2] 06:(カ)重度知的障害者以外の知的障害者(短時間勤務職員を除く。)[1] 07:(キ)重度知的障害者である短時間勤務職員[1] 08:(ク)重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員[0. 5] ----- 09:(ケ)精神障害者(短時間勤務職員を除く。)[1] 10:(コ)精神障害者である短時間勤務職員[0. 5] ----- 11:(サ)障害者であるが通報対象でない職員 (週の所定労働時間が20時間未満・1年を超えて引き続き雇用されることが見 込まれない非常勤職員・除外職員(※2)等)[0] ----- 12:(シ)ア～エ以外で、身体障害者手帳等(※3)の所持を確認できないにもかかわらず、身体障害者に該当すると整理されていた職員[0] 13:(ス)オ～ク以外で、療育手帳等(※4)の所持を確認できないにもかかわらず、知的障害者に該当すると整理されていた職員[0] 14:(セ)ケ～コ以外で、精神障害者保健福祉手帳の所持を確認できないにもかかわらず、精神障害者に該当すると整理されていた職員[0] 15:(ソ)上記以外で、障害者手帳等(※5)の所持を確認できない、難病を有する職員[0] 16:(タ)「15:(ソ)」以外で障害者手帳等の所持を確認できない、何らかの疾病又は傷害を有する職員[0] ----- 17:(チ)「01:(ア)～16:(タ)」以外の在職の職員
	② 平成29年6月時点で在職している職員について、どれに該当するか  ※2 除外職員とは、警察官、自衛官その他の施行令別表第一及び第三で定める職員であって、障害者雇用率義務制度の対象となる職員から除外されているものをいう(法第38条第1項、施行令第1条) ※3 身体障害者手帳又は指定医等による診断書等 ※4 療育障害者手帳又は知的障害者判定機関による判定書 ※5 体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳等		
	(2) 「3(1)平成30年6月の再点検の通報内容」の①で 「2:イ(平成29年6月時点で在職していない者)」と回答した対象者について回答 ① どれに該当するか  記載不要		1:(ア)過去に在職していたが退職、死亡、又は出向等により平成29年6月時点で在職していなかった者 2:(イ)過去に在職したことのない者
	【①において「1:ア(過去に在職していた)」と回答した対象者について回答】 ② どれに該当するか  記載不要		1:(ア) 3(1)②のア～コ(対象障害者)に該当していたもの(0) 2:(イ) 3(1)②のサ(通報対象外)に該当していたもの(0) 3:(ウ) 3(1)②のシ～セ(障害者手帳不所持)に該当していたもの(0) 4:(エ) 3(1)②のソ・タ(難病・疾病等)に該当していたもの(0) 5:(オ) 3(1)②上記以外のもの
	③ 在職していた期間  記載不要		01:(ア)在職開始日(西暦)【記載例:2015年4月1日採用の場合→20150401】 02:(イ)在職終了日(西暦)【記載例:2017年4月1日採用の場合→20170401】 03:(ウ)不明
	④ 対象障害者として計上していた期間  記載不要	20180601	01:(ア)計上開始日(西暦)【記載例:2015年4月1日計上開始の場合→20150401】 02:(イ)計上終了日(西暦):[20180601に固定] 03:(ウ)不明
	⑤ 在職していない職員を計上した理由は何か。  [自由記述欄]		1:(ア)毎年の通報の際、個別に職員の確認を行っていなかった。 2:(イ)職員の確認は行っていたが、集計時にミスがあった。 3:(ウ)その他[自由記述]  (「3:(ウ)その他」の場合は在職していない職員を計上した理由について記述) 記載不要
	(3) 「3(2)平成30年6月の再点検の通報内容」の①で 「2:イ(過去に在職したことのない者)」と回答した対象者について回答 ① 在職したことのない者を計上した理由は何か。  記載不要	[自由記述欄]	(在職したことのない者を計上した理由について記述)
	② 在職したことのない者を計上することは問題であると認識していなかったのか。  記載不要	[自由記述欄]	(在職したことのない者を計上することは問題であると認識していなかったのか詳細について記述)

項目名		入力箇所	選択項目
省庁名			
部局識別コード			AA～ZZ:各府省庁のとりまとめ部局より、通知される任意の部局コードを設定 [直接入力可能]
調査票番号		0001	
4 平成29年の判断方法	(1) 「3(1)平成30年6月の再点検の通報内容」で 「1:ア(在職している職員)」と回答した対象者について回答		
	① 対象障害者に該当することをいつ判断したのか	記載不要	1:(ア)平成29年度 2:(イ)平成28年度以前(平成29年度には、平成28年度以前に対象障害者とされた者は、あらかじめ対象障害者に該当するかどうかを確認することなく計上した。)
	【①において「1:ア(平成29年度)」と回答した場合】	記載不要	
	② 誰が対象障害者に該当するものとして判断したか		1:(ア)所属部局・課が判断し、所属部局・課を担当する人事担当課に報告した 2:(イ)所属部局・課を担当する人事担当課が判断した
	(2) 「4(1)対象障害者に該当することをいつ判断したのか」で 「1:ア(平成29年度)」と回答した対象者について回答		
	① 平成29年通報当時、対象障害者に該当するものとして判断した所属部局・課又は人事担当課の担当者において、対象障害者に該当することをどのような方法で確認し判断したのか。	記載不要	1:(ア)資料を根拠に判断した。 2:(イ)対象者の状態の視認・観察等により判断した。 3:(ウ)対象者以外の者(対象障害者の周辺職員等)の供述により判断した。 4:(エ)対象者の自己申告(供述)により判断した。 5:(オ)とくに確認を行わずに判断した。 6:(カ)その他の方法で確認し判断した。[自由記述]
	【①において「1:ア(資料を根拠に判断)」以外と回答した対象者について回答】	[自由記述欄]	(「6:(カ)その他」の場合はその他の方法について記述) 記載不要
	② 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、平成29年5月通知においては「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に従い、適正な取扱いに努められたいと記載されており、当該プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)において、障害者雇用率制度の対象となる障害者の範囲は障害者手帳又は障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等(※6)によって確認すべきこととされていたことを認識していたか。		1:(ア)認識していなかった。 2:(イ)認識していた。
	※6 障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等とは、身体障害者については都道府県知事の定める医師もしくは産業医による法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については指定医によるものに限る。)、知的障害者については、知的障害者判定機関児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書をいう。		
	【②において「2:イ(認識していた)」と回答した対象者について回答】		
③ 障害者手帳又は障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって確認が行われなかった理由は何か。	記載不要	1:(ア)対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、平成29年5月通知において、「適正な取扱いに努められたい」とされていたため、必ずしもガイドラインに従う必要はないと考えていた。 2:(イ)対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、平成29年5月通知中「身体障害者とは原則として身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者」において「原則として」とされていたため、必ずしも障害者手帳による必要はないと考えていた。 3:(ウ)その他[自由記述]	
【③において「2:イ(原則として)」とされていたため、必ずしも障害者手帳による必要はない」と回答した対象者について回答】	[自由記述欄]	(「3:(ウ)その他」の場合は障害者手帳又は障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって確認が行われなかった理由について記述) 記載不要	
④ 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者以外の場合がどのような場合に当たるか認識していたか。	記載不要	1:(ア)認識していた。 2:(イ)認識していなかった。	

項目名	入力箇所	選択項目
省庁名		
部局識別コード		AA～ZZ:各府省庁のとりまとめ部局より、通知される任意の部局コードを設定 [直接入力可能]
調査票番号	0001	
(3) 「4(2)どのような方法・理由により判断したのか」の①で 「1:ア(資料を根拠に判断した)」と回答した対象者について回答		
記載不要		1:(ア)障害者手帳(写し又は原本)(期限切れ等有効でない場合を含む。)を用いて判断した。 2:(イ)障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって判断した。 3:(ウ)イ以外の医師の診断書によって判断した。 4:(エ)公的な医療・障害者福祉サービスや障害者就労支援施策の利用に関する受給者証等により判断した。 5:(オ)所得税の障害者控除を行うために提出された書類(障害者手帳が添付されていないもの)により判断した。 6:(カ)健康診断の結果や診療報酬請求書(レセプト)、庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により判断した。 7:(キ)人事調書・身上調書等の人事記録により判断した。 8:(ク)ア～キ以外の担当者が入手しうる書類を用いて判断した。[自由記述]
① 平成29年通報当時、対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、どのような資料を用いて、対象障害者に該当すると判断したのか。	[自由記述欄]	(「8:(ク)「ア～キ」以外の担当者が入手しうる書類を用いて判断した」の場合はどのような書類を用いて該当すると判断したのか記述) [自由記述:全角文字 100文字以内] 記載不要
【①において「1:ア(障害者手帳)」及び「2:イ(障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等)」以外と回答した対象者について回答】		
記載不要		
② 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、平成29年5月通知においては「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に従い、適正な取扱いに努められたい」と記載されており、当該ガイドラインにおいて、障害者雇用率制度の対象となる障害者の範囲は障害者手帳又は障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって確認すべきこととされていたことを認識していたか。		1:(ア)認識していなかった。 2:(イ)認識していた。
【②において、「2:(イ)認識していた。」と回答した対象者について回答】		
記載不要		
③ 当該ガイドラインに沿った取扱いが行われなかった理由は何か <複数回答可:該当するものに1を入力>		1:(ア)対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、平成29年5月通知において、「適正な取扱いに努められたい」とされていたため、必ずしも従う必要はないと考えていた。 2:(イ)対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、平成29年5月通知中、「身体障害者とは原則として身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者」において「原則として」とされていたため、必ずしも障害者手帳による必要はないと考えていた。 3:(ウ)その他[自由記述]
【③において、「2:イ「原則として」とされていたため、必ずしも障害者手帳による必要はない」と回答した対象者について回答】	[自由記述欄]	(「3:(ウ)その他」の場合は当該ガイドラインに沿った取扱いが行われなかった理由について記述) 記載不要
記載不要		
④ 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者以外で身体障害者に該当する場合がどのような場合に当たるか認識していたか。	[自由記述欄]	1:(ア)認識していなかった。 2:(イ)認識していた。(どのような場合に当たるか自由記述) (「2:(イ)認識していた」を選んだ場合はどのような場合か記述) [自由記述:全角文字 100文字以内] 記載不要
記載不要		
⑤ 「原則として」の例外がどのような場合か、厚生労働省に確認したことはあるか	[自由記述欄]	1:(ア)ない 2:(イ)ある(確認した際の厚生労働省の回答について自由記述) (「2:(イ)ある」を選んだ場合は厚生労働省の回答内容について記述) [自由記述:全角文字 100文字以内] 記載不要

項目名	入力箇所	選択項目
省庁名		
部局識別コード		AA～ZZ:各府省庁のとりまとめ部局より、通知される任意の部局コードを設定 [直接入力可能]
調査票番号	0001	
(4) 「4(2)どのような方法・理由により判断したのか」の①で 「2:イ(対象者の状態の視認・観察等により判断した)」と回答した対象者 について回答		
記載不要	[自由記述欄]	(全角文字 100文字以内)
① 具体的にどのような状態であったのか。		
(5) 「4(2)どのような方法・理由により判断したのか」の①で 「3:ウ(対象者以外の者(対象障害者の周辺職員等)の供述により判断し た)」と回答した対象者について回答		
記載不要	[自由記述欄]	
① どのような供述内容により判断したのか。		
(6) 「4(2)どのような方法・理由により判断したのか」の①で 「4:エ(本人の自己申告により判断した)」と回答した対象者について回答		
記載不要	[自由記述欄]	
① どのような申し出内容により判断したのか。		
(7) 「4(1)対象障害者の判断時期」で「2:イ(平成28年度以前)」 と回答した対象者について回答		
記載不要	[自由記述欄]	1:(ア)身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害保健福祉手帳(写し又は原 本)又はこれらの代わりとなる指定医等の診断書等を含む記録が引き継がれて いた。 2:(イ)ア以外の医師の診断書、公的な医療・障害福祉サービスの利用に関する 受給者証等、所得税の障害者控除を行うために提出された書類、健康診断の 結果や診療報酬請求書(レセプト)、庁舎内診療室の利用記録等の医療記録、 人事調書・身上調書等の人事記録等、対象者以外の者(対象障害者の周辺職 員等)の供述や対象者の自己申告(供述)の内容を含む資料が引き継がれてい た。 3:(ウ)ア、イのような資料等は引き継がれていなかったが、対象障害者の名簿 が引き継がれていた。 4:(エ)特段の資料等は引き継がれていなかったが、口頭で対象障害者に関す る事項の引き継ぎがなされていた。 5:(オ)その他[自由記述]
① 平成29年通報書を作成した者にはどのような引き継ぎが行 われていたのか	[自由記述欄]	(「5:(オ)その他」を選んだ場合は引き継ぎが行われた状況等について記述) 記載不要
記載不要		01:(ア)障害の種類
		02:(イ)障害の程度・等級
		03:(ウ)対象障害者であることの認定の時期
		04:(エ)その他[自由記述]
② 引き継ぎ内容に含まれていた項目を選択 <複数回答可:該当するものに1を入力>	[自由記述欄]	(「04:(エ)その他」を選択した場合には、引き継ぎ内容について記述) 記載不要

項目名		入力箇所	選択項目
省庁名			
部局識別コード			AA~ZZ:各府省庁のとりまとめ部局より、通知される任意の部局コードを設定 [直接入力可能]
調査票番号		0001	
5 （なぜ、算定誤りの発生原因である障害者である職員数の計上において誤りが発生したのか）	(1) 「4(3)どのような資料を用いて判断したのか」の①で、 「1:ア~2:イ(障害者手帳等によって判断した)」と回答した対象者について回答		
			01:(ア)対象障害者である職員数の計上の際に、対象区分等を誤って計上した。
			02:(イ)対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない障害者であるにもかかわらず誤って計上した。
			03:(ウ)対象障害者である職員数の計上の際に、障害者手帳の期限が切れていた・障害の程度の変化により障害者手帳の返却が行われていたにもかかわらず誤って計上した。
			04:(エ)対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。
			05:(オ)対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。
			06:(カ)対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。
			07:(キ)障害者手帳等が利用目的を明示して取得する、本人の同意を得るなどガイドラインで示された適切な方法で入手されたものではなかったため、平成30年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。
			08:(ク)その他[自由記述]
		[自由記述欄]	(「08:(ク)その他」の場合は算定誤りが発生した理由について記述) (自由記述:全角文字 100文字以内) 記載不要
	①なぜ、対象障害者である職員数の計上において算定誤りが発生したのか <複数回答可:該当するものに1を入力>		
	(2) 「4(3)どのような資料を用いて判断したのか」の①で、 「3:ウ(イ以外の医師の診断書によって判断した)」と回答した対象者について回答		
			01:(ア)対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、医師の診断書に基づけば、対象障害者に該当することが確実であるとの認識の下、平成29年通報書では対象者を対象障害者として計上した。(現時点でも、障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当すると認識している。)
			02:(イ)保存されている医師の診断書の記録が古く、現時点では対象障害者に該当するか判断できないため、平成30年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。
		03:(ウ)対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した	
		04:(エ)対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。	
		05:(オ)対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。	
		06:(カ)対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった、又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。(現時点では対象障害者に該当するという認識はない)	
		07:(キ)その他[自由記述]	
	[自由記述欄]	(「06:(カ)対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった」の場合は具体的などのように考えていたのかについて記述) (全角文字 100文字以内) 記載不要	
	[自由記述欄]	(「07:(キ)その他」の場合は算定誤りが発生した理由について記述) (全角文字 100文字以内) 記載不要	

項目名	入力箇所	選択項目
省庁名		
部局識別コード		AA～ZZ:各府省庁のとりまとめ部局より、通知される任意の部局コードを設定 [直接入力可能]
調査票番号	0001	
<p>(3) 「4(3)どのような資料を用いて判断したのか」の①で、 「4:エ(公的な医療・障害者福祉サービスや障害者就労支援施策の利用に関する受給者証等によって判断した)書類以外の方法(視認・観察)」と回答した対象者について回答</p> <p style="text-align: right;">記載不要</p> <p>① <u>なぜ、対象障害者である職員数の計上において算定誤りが発生したのか</u> &lt;複数回答可:該当するものに1を入力&gt;</p>		01:(ア)対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、公的な医療・障害福祉サービスの利用に関する受給者証等に基づけば、対象者が対象障害者に該当することが確実であるとの認識の下、平成29年通報書では対象障害者として計上した。(現時点でも障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当する認識している。)
		02:(イ)保存されている公的な医療・障害福祉サービスの利用に関する受給者証等が古く、現時点では対象障害者に該当するか判断できないため、平成30年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。
		03:(ウ)対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。
		04:(エ)対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。
		05:(オ)対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。
		06:(カ)対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、対象者が、対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった、又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。(現時点では対象障害者に該当するという認識はない。)
		07:(キ)その他[自由記述]
	[自由記述欄]	(「06:(カ)対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった」の場合は具体的などのように考えていたのかについて記述) (全角文字 100文字以内) 記載不要
	[自由記述欄]	(「07:(キ)その他」の場合は算定誤りが発生した理由について記述) (全角文字 100文字以内) 記載不要
	<p>(4) 「4(3)どのような資料を用いて判断したのか」の①で、 「5:オ(所得税の障害者控除を行うために提出された書類(障害者手帳が添付されていないもの)により判断した)」と回答した対象者について回答</p> <p style="text-align: right;">記載不要</p> <p>① <u>なぜ、対象障害者である職員数の計上において算定誤りが発生したのか</u> &lt;複数回答可:該当するものに1を入力&gt;</p>	
		02:(イ)保存されている所得税の障害者控除を行うために提出された書類が古く、現時点では対象障害者に該当するか判断できないため、平成30年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。
		03:(ウ)対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。
		04:(エ)対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。
		05:(オ)対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した
		06:(カ)対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった、又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。(現時点では対象障害者に該当するという認識はない。)
		07:(キ)その他[自由記述]
[自由記述欄]		(「06:(カ)対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった」の場合は具体的などのように考えていたのかについて記述) (全角文字 100文字以内) 記載不要
[自由記述欄]		(「07:(キ)その他」の場合は算定誤りが発生した理由について記述) (全角文字 100文字以内) 記載不要

項目名	入力箇所	選択項目
省庁名		
部局識別コード		AA～ZZ:各府省庁のとりまとめ部局より、通知される任意の部局コードを設定 [直接入力可能]
調査票番号	0001	
<p>(5) 「4(3)どのような資料を用いて判断したのか」の①で、 「6:カ(健康診断の結果や診療報酬請求書(レセプト)、庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により判断した)」と回答した対象者について回答</p> <p style="text-align: right;">記載不要</p> <p>①なぜ、対象障害者である職員数の計上において算定誤りが発生したのか ＜複数回答可:該当するものに1を入力＞</p>		01:(ア)対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、健康診断の結果等に基づけば、対象障害者に該当することが確実であるとの認識の下、平成29年通報書では対象障害者として計上した。(現時点でも、障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当すると認識している。)
		02:(イ)保存されている健康診断の結果等が古く、現時点では対象障害者に該当するか判断できないため、平成30年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。
		03:(ウ)対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。
		04:(エ)対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知らずに対象障害者として偽って計上した。
		05:(オ)対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知らずに対象障害者として偽って計上した。
		06:(カ)対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった、又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。(現時点では対象障害者に該当するという認識はない。)
		07:(キ)その他[自由記述]
	[自由記述欄]	(「06:(カ)対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった」の場合は具体的にどのように考えていたのかについて記述) (全角文字 100文字以内) 記載不要
	[自由記述欄]	(「07:(キ)その他」の場合は算定誤りが発生した理由について記述) (全角文字 100文字以内) 記載不要
	<p>(6) 「4(3)どのような資料を用いて判断したのか」の①で、 「7:キ～8:ク(人事調書・身上調書等の人事記録により判断した)」と回答した対象者について回答</p> <p style="text-align: right;">記載不要</p> <p>①なぜ、対象障害者である職員数の計上において算定誤りが発生したのか ＜複数回答可:該当するものに1を入力＞</p>	
		02:(イ)保存されている人事調書等が古く、現時点では対象障害者に該当するか判断できないため、平成30年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。
		03:(ウ)対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。
		04:(エ)対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知らずに対象障害者として偽って計上した。
		05:(オ)対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知らずに対象障害者として偽って計上した。
		06:(カ)対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった。(現時点では対象障害者に該当するという認識はない。)
		07:(キ)その他[自由記述]
[自由記述欄]		(「06:(カ)対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった」場合は具体的にどのように考えていたのかについて記述) (全角文字 100文字以内) 記載不要
[自由記述欄]		(「07:(キ)その他」の場合は算定誤りが発生した理由について記述) (全角文字 100文字以内) 記載不要



項目名	入力箇所	選択項目	
省庁名			
部局識別コード		AA～ZZ:各府省庁のとりまとめ部局より、通知される任意の部局コードを設定 [直接入力可能]	
調査票番号	0001		
<p>(7) 「4(2)どのような方法・理由により整理したのか」の①で、 「2:イ(資料以外の客観的な根拠により判断した)」と回答した対象者について回答</p> <p style="text-align: right;">記載不要</p> <p>①なぜ、対象障害者である職員数の計上において算定誤りが発生したのか ＜複数回答可:該当するものに1を入力＞</p>		01:(ア)対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、対象者の状態を視認・観察等した結果に基づけば、対象障害者に該当することが確実であるとの認識の下、平成29年通報書では対象障害者として計上した。(現時点でも、障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当すると認識している。)	
		02:(イ)対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。	
		03:(ウ)対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。	
		04:(エ)対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。	
		05:(オ)対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった、又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。(現時点では対象障害者に該当するという認識はない。)	
		06:(カ)その他[自由記述]	
	[自由記述欄]	(「05:(オ)対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった」の場合は具体的にどのように考えていたのかについて記述) (全角文字 100文字以内) 記載不要	
	[自由記述欄]	(「06:(カ)その他」の場合は算定誤りが発生した理由について記述) (全角文字 100文字以内) 記載不要	
	<p>(8) 「4(2)どのような方法・理由により整理したのか」の①で、 「3:ウ(対象者以外の者(対象障害者の周辺職員)の供述により判断した)」と回答した対象者について回答</p> <p style="text-align: right;">記載不要</p> <p>①なぜ、対象障害者である職員数の計上において算定誤りが発生したのか ＜複数回答可:該当するものに1を入力＞</p>		01:(ア)対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、供述に基づけば、対象者が、対象障害者に該当することが確実であるとの認識の下、平成29年通報書では対象障害者として計上した。(現時点でも障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当すると認識している。)
			02:(イ)対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。
		03:(ウ)対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。	
		04:(エ)対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。	
		05:(オ)対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった、又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。(現時点では対象障害者に該当するという認識はない。)	
		06:(カ)その他[自由記述]	
[自由記述欄]		(「05:(オ)対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった」の場合は具体的にどのように考えていたのかについて記述) (全角文字 100文字以内) 記載不要	
[自由記述欄]		(「06:(カ)その他」の場合は算定誤りが発生した理由について記述) (全角文字 100文字以内) 記載不要	

項目名	入力箇所	選択項目
省庁名		
部局識別コード		AA～ZZ:各府省庁のとりまとめ部局より、通知される任意の部局コードを設定 [直接入力可能]
調査票番号	0001	
<p>(9) 「4(2)どのような方法・理由により整理したのか」の①で、 「4:エ(対象者の自己申告(供述)により判断した)」と回答した対象者について回答</p> <p style="text-align: right;">記載不要</p> <p>①なぜ、対象障害者である職員数の計上において算定誤りが発生したのか &lt;複数回答可:該当するものに1を入力&gt;</p>		01:(ア)対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、対象者の自己申告に基づけば、対象者が、対象障害者に該当することが確実であるとの認識の下、平成29年通報書では対象障害者として計上した。(現時点でも、障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当すると認識している。)
		02:(イ)対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。
		03:(ウ)対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。
		04:(エ)対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。
		05:(オ)対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった、又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。(現時点では対象障害者に該当するという認識はない。)
		06:(カ)その他[自由記述]
	[自由記述欄]	(「05:(オ)対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった」の場合は具体的にどのように考えていたのかについて記述) (全角文字 100文字以内)
[自由記述欄]	(「06:(カ)その他」の場合は算定誤りが発生した理由について記述) (全角文字 100文字以内)	

国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する調査(各府省庁人事担当課調査票)

(取扱注意) 対外非公表

項目名	入力箇所	記載要項
府省庁名		
1 問題のある取扱いの認識	(1) 平成29年通報書を作成するにあたって、各府省庁においてはどのような体制で通報書を作成していたか。 <複数回答可:該当するものに1を入力>	01:(ア)本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、平成29年通報書の作成まで行っていた。
		02:(イ)それぞれの対象障害者である職員の所属部局・課において、対象障害者であることの判断及び職員数の計上を行い、本省(府・庁)人事担当課に報告した上で、本省(府・庁)人事担当課において当該報告に基づいて平成29年通報書の作成を行っていた。 【例】厚生労働省 ※太字下線が対象障害者であることの判断を行った部局・課 <b>大臣官房総務課(職員の所属部局・課)</b> → 大臣官房人事課(本省人事担当課)
		03:(ウ)それぞれの対象障害者である職員の所属部局・課を担当する人事担当課や採用区分を担当する人事担当課において、対象障害者であることの判断及び職員数の計上を行い、本省(府・庁)人事担当課に報告した上で本省(府・庁)人事担当課において当該報告に基づいて平成29年通報書の作成を行っていた。 【例】厚生労働省 ※太字下線が対象障害者であることの判断を行った部局・課 公共職業安定所(職員の所属部局・課)→ <b>都道府県労働局総務部(職員の所属部局・課を担当する人事担当課)</b> → (大臣官房地方課)→大臣官房人事課(本省人事担当課)
		04:(エ)その他 [自由記述] [自由記述欄] (「04:(エ)その他」を選んだ場合は具体的な作業体制について記述) <b>記載不要</b>
	(2) ① 平成29年通報書について、対象障害者である職員数を計上する際の問題はどこにあったと整理しているか。 <複数回答可:該当するものに1を入力>	01:(ア)障害者雇用率制度に係る法令の理解
		02:(イ)対象障害者数の算定方法
		03:(ウ)障害者の範囲や障害者であることの確認方法
	② ①の問題点の整理について、具体的にどのような問題があったと整理しているか。	04:(エ)対象障害者であることを判断する部局に対する周知方法
		05:(オ)厚生労働省の各府省庁に対する通報依頼や制度の周知の方法
	③ ②で回答したような問題点について、過去いつ頃からそのような取扱いが行われていたのか。 (不明の場合でも少なくともいつ頃から行われていたのか確認できる範囲でもっとも近い選択肢を選択すること。)	06:(カ)通報内容の点検に係る体制・方法
07:(キ)その他 [自由記述欄] [問題点の具体的内容について記述]		
④ 本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者に係る雇用率を引き上げるため、意図的に以下の対応を行ったことはあるか。また、省(府・庁)内で、意図的に以下の対応を行った事例について、把握しているか。 <複数回答可:該当するものに1を入力>	1:(ア)昭和35年(身体障害者雇用促進法の制定時)頃以降	
	2:(イ)昭和51年(民間の障害者雇用義務化)頃以降	
⑤ ④のような事例があったことを個別に通報したい場合は右記の連絡先にご連絡ください。	3:(ウ)昭和62年(適用対象となる障害者を拡大)以降	
	4:(エ)平成9年(知的障害者の雇用義務化等)以降	
	5:(オ)平成17年(ガイドライン策定・国の機関について雇用状況公表)以降	
	6:(カ)平成20年(短時間労働者への適用拡大)以降	
	7:(キ)平成24年(雇用率の引き上げ)以降	
	8:(ク)平成25年(精神障害者の雇用義務化・差別禁止等)以降	
	9:(ケ)平成29年(雇用率の引き上げ)以降	
	10:(コ)その他 [自由記述欄] (「10:(コ)その他」を選んだ場合は自由記述) <b>記載不要</b>	
	01:(ア)在職していないものを在職していないと知りながら職員として計上した。	
	02:(イ)対象障害者等の通報対象でない職員を対象障害者でないとして知りながら職員として計上した。	
	03:(ウ)除外職員を対象障害者である職員として計上しつつ職員数の総数には計上しなかった。	
	04:(エ)人事担当者として入手しうる資料を、対象者に目的を知らせず、又はその同意を得ずに利用して職員数を計上した。	
	05:(オ)障害者手帳の所持を確認する必要があると知りながら、障害者手帳の所持を確認せずに職員数を計上した。	
	06:(カ)把握していない。	
	07:(キ)その他 [自由記述欄] (「07:(キ)その他」を選んだ場合は自由記述) <b>記載不要</b>	
	国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会 ○通報専用窓口 受付期間:平成30年9月13日(水)～9月28日(金) ○メールアドレス tsuhomadoguchi@mhlw.go.jp ・いただいた通報につきましては、検証委員会に報告しその後、検証委員会での判断に沿って、対応します。 ・この専用メールアドレスについては、「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン」に沿って運営することとし、秘密保持及び個人情報の保護等については徹底いたします。	

国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する調査(各府省庁人事担当課調査票)

(取扱注意) 対外非公表

項目名	入力箇所	記載要項
府省庁名		
2 て 障 害 者 雇 用 率 制 度 に つ い	(1) 平成29年通報書を作成する際、本省(府・庁)の人事担当課の担当者は、障害者雇用促進法の関係する条文の内容を承知していたか。	1:(ア)おおむね承知していた。 2:(イ)ある程度承知していた。 3:(ウ)ほとんど知らなかった。
	【1(1)において、ア以外(対象障害者であることの判断等を本省(府・庁)人事担当課以外において行っていた)と回答した場合】	
	記載不要	
3 範 囲 報 の 対 象 と な る 障 害 者 の	(2) 平成29年通報書を作成する際、障害者雇用促進法の関係する条文の内容は省(府・庁)内に周知されていたか。	1:(ア)おおむね周知されていた。 2:(イ)ある程度周知されていた。 3:(ウ)ほとんど周知されていなかった。
	(1) 平成29年5月通知において、「2 通報の対象となる障害者について」の項において、 <u>通報の対象となる障害者の範囲の記載があるが、本省(府・庁)人事担当課において、これを認識していたか。</u>	1:(ア)すべて認識していた。 2:(イ)一定程度認識していた。 3:(ウ)認識していなかった。
	(2) ① 平成29年5月通知において、身体障害者については、「原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者」とあり、 <u>身体障害者手帳の等級によって判断する旨が示されていたが、平成29年通報書を作成する際、身体障害者手帳の等級によって判断する取扱いが行われていたか。</u>	1:(ア)おおむね行われていた。 2:(イ)一部の部局では行われていなかった 3:(ウ)行われていなかった。
② 平成29年5月通知において、身体障害者については、「原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者」とあり、 <u>身体障害者手帳の等級によって判断する旨が示されていたが、「原則として」の「原則」の例外に当たる場合とは、どのような意味であると認識していたか。</u> <複数回答可:該当するものに1を入力>		01:(ア)例外に当たる場合が示されていないことから、幅広くいずれの等級に該当するか判断してよい。
		02:(イ)例外に当たる場合として、都道府県知事の定める医師等による診断書・意見書によって確認することができる。
		03:(ウ)原則として、身体障害者手帳の等級により判断する必要があるが、例外に当たる場合として、客観的な資料によりいずれの等級に該当するか判断してよい。
		04:(エ)原則として、身体障害者手帳の等級により判断する必要があるが、例外に当たる場合として、本人の自己申告等によりいずれの等級に該当するか判断してよい。(客観的な資料に基づく必要はない。)
		05:(オ)その他 [自由記述]
[自由記述欄]	(「05:(オ)その他」を選んだ場合は自由記述) 記載不要	

国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する調査(各府省庁人事担当課調査票)

(取扱注意) 対外非公表

項目名	入力箇所	記載要項
府省庁名		
4 障害者の把握・確認ガイドラインについての認識	(1) 平成29年5月通知においては、「在職障害者数の把握に当たっては「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」(URL省略)に従い、適正な取扱いに努められたい」とされていたが、平成29年6月1日現在の在職障害者数の把握に当たって、ガイドラインは参照されていたか。  (2) 【(1)において「02:イ又は03:ウ(一部又はほとんどガイドラインが参照されていない)」と回答した場合】  記載不要  ① ガイドラインに沿わない取扱いはどのようなものであったか。 <複数回答可:該当するものに1を入力>          ② なぜ、ガイドラインに沿わない取扱いが行われていたと考えられるか。 <複数回答可:該当するものに1を入力>	1:(ア)おおむね参照され、ガイドラインに沿った取扱いが行われていた。 2:(イ)一定程度ガイドラインに沿った取扱いが行われていたが、一部ではガイドラインが参照されていない。
		3:(ウ)ガイドラインはほとんど参照されていない。
		01:(ア)ガイドラインIの3(1)①において、障害者の範囲は、障害者手帳等によることとされていたが、これらによる確認が行われていなかった。
		02:(イ)障害者手帳による確認が必要と認識していたが、確認方法として「手帳の原本又は写しにより確認」しなければならないと認識しておらず、障害者手帳の内容についての口頭での申告等で済ませていた。
		03:(ウ)ガイドラインIの3(1)①の脚注4において、身体障害者の確認について、身体障害者手帳によらない方法として、都道府県知事の特任医師等による診断書・意見書によって確認できると示されていたが、これに沿わない方法による確認が行われていた。
		04:(エ)ガイドラインIの3(1)②において、雇用障害者数の算定における特例的な取扱い(重度障害者を2人分、短時間労働者を0.5人分として算定すること等)が示されていたが、これに沿った取扱いが行われていなかった。
		05:(オ)ガイドラインIIの3に示されている障害者手帳の更新や、障害の程度の変化による障害等級の変更を確認していなかった。
		06:(カ)障害の把握・確認手続で、本人の同意を得ずに情報の取得が行われていた。
		07:(キ)カに掲げるほか、以下の例のようにプライバシーに配慮した情報の取得が行われていなかった。 【例】 ・障害の把握・確認手続で、障害者任用状況の通報に用いるという利用目的を明示した上で情報の取得が行われていなかった。 ・企業内診療所における診療の結果や、健康診断の結果など、不適切な根拠を用いて個人を特定した障害者手帳の所持を照会していた。
		08:(ク)その他 [自由記述]
		[自由記述欄] (「08:(ク)その他」を選んだ場合はどのような取り扱いにしていかが記述)
		01:(ア)平成29年5月通知においては、「障害者の把握・確認ガイドラインに従い、適正な取扱いに努められたい」とされていたことから、法的な義務ではない。
		02:(イ)平成29年5月通知において、ガイドラインが添付されておらず、ウェブサイト上で見つからなかった。
		03:(ウ)その他 [自由記述]
[自由記述欄] (「03:(ウ)その他」を選んだ場合は理由について記述)		

国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する調査(各府省庁人事担当課調査票)

(取扱注意) 対外非公表

項目名	入力箇所	記載要項	
府省庁名			
5 各府省庁内部における周知方法	【1(1)において、「02:イ(対象障害者である職員の所属部局・課で障害の把握・確認)」と回答した場合】		
	記載不要	1:(ア)それぞれの部局に平成29年5月通知を転送するなどして依頼し、特段の補足的な周知、説明は行っていなかった。 2:(イ)平成29年5月通知に基づく依頼とともに、補足的な周知・説明を行った。 【補足的な周知・説明の例】 ・説明会の開催 ・マニュアルの作成・配布 3:(ウ)人事担当課が積極的に周知・説明を行っていないが、照会のあった部局には随時説明を行った。 4:(エ)イ及びウ以外で、その他の適切な通報を行うための取組を行った。	
	(1) 本省(府・庁)人事担当課から、対象障害者である職員として判断を行う部局に対して、適切な対象障害者の把握・確認方法や対象障害者である職員の算定方法について周知等は行われていたか。	(照会内容欄)	(「3:(ウ)人事担当課が積極的に周知・説明を行っていないが、照会のあった部局には随時説明を行った。」を選んだ場合は詳細について記載不要)
		(説明内容欄)	(「3:(ウ)人事担当課が積極的に周知・説明を行っていないが、照会のあった部局には随時説明を行った。」を選んだ場合は詳細について記載不要)
		[自由記述欄]	(「4:(エ)イ及びウ以外で、その他の適切な通報を行うための取組を行った。」を選んだ場合は詳細について記載不要)
	[自由記述欄]	[自由記述]	
(2) 5(1)において回答した以外に、これまで、適切な通報を行うための取組を行ったことがあれば記載してください。	[自由記述欄]	[自由記述]	

国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する調査(各府省庁人事担当課調査票)

(取扱注意) 対外非公表

項目名	入力箇所	記載要項
府省庁名		
6 厚生労働省の通報依頼や制度の周知等の対応	(1) 対象障害者の任用状況に係る通報全般に関して、厚生労働省に対して、個別に照会を行っていたか。行ったとすれば、どのような照会を行ったのか。	[照会時期]  [照会内容]  [厚生労働省からの回答]
	(2) ① 厚生労働省においては、平成17年に「在職障害者数の把握に当たっては「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」を策定しているが、平成17年以降、当該ガイドラインを踏まえて障害者の把握・確認方法の見直しを行っていたか。	1:(ア)平成16年以前より適切な方法で障害者の把握・確認が行われており、見直しの必要はなかった。 2:(イ)ガイドラインを踏まえて、障害者の把握・確認方法の見直しを行った。 3:(ウ)ガイドラインは必ずしも従う必要がないと考えており、見直しは行わなかった。 4:(エ)ガイドラインが存在することを認識していなかった。 5:(オ)不明 6:(カ)その他 [見直した内容] (「2:(イ)ガイドラインを踏まえて、障害者の把握・確認の見直しを行った。」を選んだ場合は見直した年)【記載例:2015年に見直しを行った場合⇒ 2005】 記載不要 [自由記述欄] (「6:(カ)その他」を選んだ場合は自由記述 記載不要)
	② ①で回答したガイドラインに関する対応以外に、障害者の把握・確認方法の取扱いを変更し、府省庁内に周知を図ったことはあるか。	1:(ア)ある 2:(イ)ない 3:(ウ)不明(変更した事実は確認できない。)
	【②において、「01:ア(ある)」と回答した場合】	
	記載不要	1:(ア)昭和35年(身体障害者雇用促進法の制定時)頃以降 2:(イ)昭和51年(民間の雇用率義務化)頃以降 3:(ウ)昭和62年(適用対象となる障害者を拡大)頃以降 4:(エ)平成9年(知的障害者の雇用義務化等)頃以降 5:(オ)平成17年(ガイドライン策定・国の機関について雇用状況公表)頃以降 6:(カ)平成20年(短時間労働者への適用拡大)頃以降 7:(キ)平成24年(雇用率の引き上げ)頃以降 8:(ク)平成25年(精神障害者の雇用義務化・差別禁止等)頃以降 9:(ケ)平成29年(雇用率の引き上げ)頃以降 10:(コ)その他[自由記述]
	③ 見直しを行った時期はいつ頃か。 (不明の場合でも少なくともいつ頃から行われていたのか確認できる範囲でもっとも近い選択肢を選択すること。)	[自由記述欄] (「10:(コ)その他」を選んだ場合は見直した時期について記述) 記載不要
	記載不要	[見直した内容] (自由記述)
		[見直した理由] (自由記述)
	(3) 厚生労働省からの通報依頼や通報に関する疑義照会への対応は適切であったか。適切ではなかった場合、どのような対応が行われればよかったと考えているか。	[自由記述欄] 01:(ア)適切だった。 02:(イ)適切ではなかった。 (「02:(イ)適切ではなかった」を選んだ場合はどのような対応が行われればよかったと考えているか記 記載不要)
	7 その他	[自由記述欄]